



福島県環境基本計画 【第4次（改訂）】

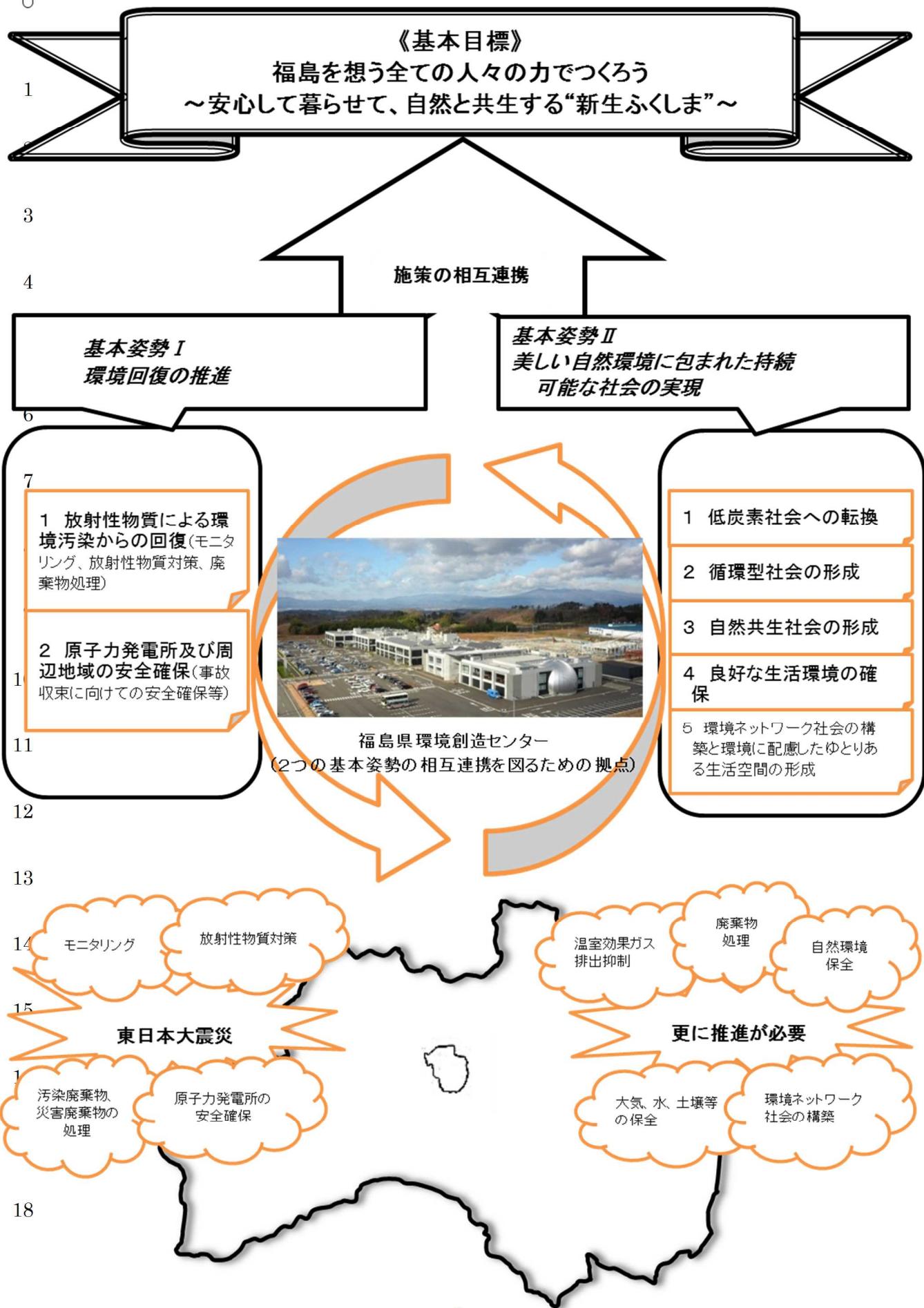
(答申案)

平成29年 月
福 島 県

目 次

計画概要図	1
第1章 はじめに	2
第1節 計画改訂の趣旨	2
第2節 計画の性格	2
第3節 計画の期間	3
第2章 基本目標と基本姿勢	4
第1節 計画の基本目標と将来像	4
1 基本目標	4
2 計画目標年次の将来像（平成32年度）	4
第2節 施策展開に当たっての基本姿勢	4
1 環境回復の推進	4
2 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現	5
第3節 福島県環境創造センターの役割	6
第3章 本県の特性	7
第1節 県土の特性	7
第2節 社会的特性	7
第4章 施策の体系と展開	9
第1節 施策体系	9
第2節 施策の展開	11
I 環境回復の推進	11
1 放射性物質による環境汚染からの回復	11
(1) 環境放射線モニタリングの実施	12
(2) 除染等の推進	13
(3) 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進	15
2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保	17
II 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現	19
1 低炭素社会への転換	19
(1) 温室効果ガス排出の抑制	20
(2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用	22
(3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化	22
(4) 福島新エネ社会構想の実現	23
2 循環型社会の形成	24
(1) 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換	25
(2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用	25
(3) 廃棄物の適正な処理	26
(4) 環境と調和した事業活動の展開	27
3 自然共生社会の形成	29
(1) 自然環境の保全と自然とのふれあい	30
(2) 有害鳥獣対策	32

(3) 生物多様性の保全と恵みの持続可能な利用	33
(4) 地震・津波により影響を受けた自然環境及び生物多様性の回復に向けた適切な保全	33
(5) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全	34
(6) 猪苗代湖等の水環境保全	35
4 良好的な生活環境の確保	36
(1) 大気、水、土壤等の環境保全対策	37
(2) 化学物質の適正管理等	38
(3) 公害紛争等の対応	39
(4) 環境影響評価	40
5 環境ネットワーク社会の構築と 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成	41
(1) 環境教育の推進、参加と連携・協働に基づく 環境ネットワーク社会の構築	42
(2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成	43
(3) 情報の収集・提供と発信	43
第5章 各主体の役割	45
第1節 行政の役割	45
1 県の役割	45
2 国が果たすべき役割	45
3 市町村に期待される役割	45
第2節 事業者に期待される役割	46
第3節 県民に期待される役割	46
第4節 福島を想う全ての人々に期待される役割	46
第6章 計画の推進と進行管理	47
第1節 計画の推進と普及	47
1 計画の推進	47
2 計画の普及	47
第2節 計画の進行管理	47
1 計画の進行管理	47
2 計画の見直し	47
環境関連計画の体系図	48
環境指標一覧	49
福島県環境基本条例	65
用語解説	73



第1章 はじめに

(これまでの経緯)

- 県では、平成8年3月に制定した「福島県環境基本条例」に基づき、平成9年3月に「福島県環境基本計画」を策定し、県民、事業者、市町村などの各主体の参加と連携により積極的に環境保全の取組を進めてきました。
- その後、環境を巡る社会情勢の変化等を踏まえ、平成14年3月に第2次計画、平成22年3月に第3次計画を策定しました。
- さらに、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下、「原発事故」という。）に伴う深刻かつ多大な影響を踏まえ、新たな課題である東日本大震災等からの再生・復興に向けて「環境回復の推進」という視点を加えた第4次計画を平成25年3月に策定しました。

第1節 計画改訂の趣旨

- 東日本大震災から6年が経過し、除染の進捗や環境創造センターの全面開所など本県の環境回復に向けた取組は一定の進展を見せています。また、平成28年11月に、新しい国際ルール「パリ協定」が発効し、世界の全ての国が、深刻化する地球温暖化に対する行動を始めることになりました。
- このような状況や、復興・創生期間における施策動向なども踏まえ、基本目標である「安心して暮らせて、自然と共生する“新生ふくしま”」の実現に向けて、さまざまな主体が一体となって取り組めるよう計画の改訂を行いました。

第2節 計画の性格

- 「福島県環境基本条例」（平成8年3月）第10条の規定に基づき、本県の環境の保全・回復（※「福島県環境基本条例」においては、“保全”は“回復”的意味合いも含めて規定していますが、本計画においては、分かりやすくするため、“保全”と“回復”を使い分けて記載します。）に関する施策について総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定める計画です。
- 県政運営の基本指針として策定された「福島県総合計画」（ふくしま新生プラン）の基本目標である「夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”」を、環境の

1 面から実現することを目指した計画です。また、本計画の推進に当たっては、
2 東日本大震災等からの復興に向けた対応を総合的に示す「福島県復興計画」と連
3 携して取組を進めます。

- 4 ○ 地球温暖化や廃棄物、水環境などに関する環境分野の個別計画の策定を始め、
5 県の各種計画の策定や施策の実施に際し、本県の環境保全・回復に関する基本
6 的な方向を示すものとして位置付けられる計画です。
7 ○ 県の施策はもとより、県民、事業者、市町村などに期待される取組も含めて、
8 各主体の参加と連携・協働を図りながら、環境の保全・回復を一体となって進
9 めるための計画です。

10 第3節 計画の期間

- 11 ○ 「福島県総合計画」と将来展望を共有しながら、平成25年度（2013年度）を
12 初年度とし、平成32年度（2020年度）を目標年度とする8か年計画とします。

13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30

31

第2章 基本目標と基本姿勢

第1節 計画の基本目標と将来像

1 基本目標

「福島を想う全ての人々の力でつくろう
～安心して暮らせて、自然と共生する“新生ふくしま”～」

2 計画目標年次の将来像（平成32年度）

- 総力を結集した除染等の推進により、美しく豊かな県土の回復が進んでいます。
- 低炭素社会への転換、循環型社会の形成が図られ、持続可能な社会の実現に向けて県民、事業者、市町村など全ての主体が行動しています。
- 豊かで多様な自然と共生する社会が形成され、良好な生活環境が確保されています。
- 参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会が構築され、環境配慮等に基づいた取組により、環境と調和のとれたゆとりある生活空間が形成されています。

第2節 施策展開に当たっての基本姿勢

- 施策展開に当たっては、除染や災害廃棄物処理などの「環境回復の推進」に最優先で取り組むとともに、循環型社会・自然共生社会の形成などの「美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現」についても更なる推進を図ります。
- これら、「環境回復の推進」及び「美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現」の二本の柱の相互連携による施策の相乗効果を図り、環境回復にとどまることなく、県民が将来にわたり安心して暮らせる美しく豊かな環境の創造に向け、県、国、市町村などの行政や事業者、県民など全ての主体の総力を結集し取り組んでいきます。

1 環境回復の推進

- 噫緊の課題である東日本大震災等からの再生・復興に向け、環境回復の推進に最優先で取り組みます。

2 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

○ 「環境保全優先」、「環境影響の未然防止」、「環境と経済、環境と社会の好循環」を三つの基本原則として、引き続き低炭素社会への転換、循環型社会の形成、自然共生社会の形成などの施策を進め、豊かな自然環境に恵まれた美しい姿を未来に継承していきます。

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

第3節 福島県環境創造センターの役割

施策展開にあたり、基本姿勢となる「環境回復の推進」と「美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現」の二つの柱の連携を具現化する拠点として、環境創造センターを整備しました。

○ 原発事故からの環境回復を進め、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を回復・創造するための拠点として、三春町と南相馬市に環境創造センターを整備し、平成28年7月に全面開所しました。

○ 環境創造センターの機能は「モニタリング」、「調査研究」、「情報収集・発信」及び「教育・研修・交流」の4つです。

また、環境創造センターに招致した日本原子力研究開発機構及び国立環境研究所と連携・協力して、調査研究等を効果的に推進します。

なお、環境創造センターの機能を補完するため、大玉村及び猪苗代町にそれぞれ附属施設を整備するとともに、旧原子力センター福島支所を環境創造センター福島支所として活用することとしました。



環境創造センター
(三春町)

4つの機能を有し、本館、研究棟及び交流棟「コミュタン福島」で構成されています。

交流棟「コミュタン福島」には、国際会議、学会等を開催するホール・会議室、環境や放射線についての学習を目的とした展示室や体験研修スペース等を備えています。

[モニタリング]

環境放射能のきめ細かなモニタリング

[調査研究]

河川等の放射性物質除去技術、放射性核種の動態調査など

[情報収集・発信]

モニタリング結果、調査研究成果、福島の現状等を発信

[教育・研修・交流]

環境や放射線に関する学習や研修、各種団体の交流



野生生物共生センター
(大玉村)

放射性物質が野生生物や生態系に与える影響の長期的調査、生物多様性の保全に向けた環境学習、野生鳥獣の救護や保護などを行います。



猪苗代水環境センター
(猪苗代町)

猪苗代湖・裏磐梯湖沼群の調査研究、環境学習を行うほか、環境保全活動の場を担います。



環境放射線センター
(南相馬市)

環境創造センターの機能のうち、原子力発電所周辺における環境放射能のモニタリング等を行います。

福島支所(福島市)

環境創造センターのモニタリング機能のうち、プルトニウム等の分析等を行います。

第3章 本県の特性

第1節 県土の特性

- 本県は、東北地方の最南部に位置し、13,783km²という全国第3位の広大な県土面積を有しています。
- 県土の70%を森林が占めています。また、阿武隈川、阿賀川を始めとする総延長4,864kmに及ぶ河川、猪苗代湖などの大小の湖沼、南北160kmに及ぶ海岸線、標高2,000m級の山岳、各地に点在する温泉地等を有し、磐梯朝日国立公園、尾瀬国立公園に代表される豊かな自然と美しい景観に恵まれています。
- 県土は南北に走る阿武隈高地、奥羽山脈によって、浜通り、中通り、会津の3地方に分けられ、それぞれ気候、風土等を異にした地域特性を有しています。また、特定の都市に人口や機能が集中することなく、県内各地に都市が分散した特色ある多極分散型の県土構造となっています。
- 本県は、東京圏から概ね200km圏に位置し、北海道・東北地方と関東地方の結節点となっており、高速交通ネットワークとして新幹線や福島空港が整備されるとともに、高速道路の整備などにより日本海側とも結ばれています。
- 東日本大震災により、多くの自然や地域資源が被害を受けており、今後の再生が課題となっています。

第2節 社会的特性

(1) 人口

- 本県の人口は、平成10(1998)年1月の213万8千人をピークに減少傾向となり、平成24(2012)年4月現在では197万9千人、平成28(2016)年4月現在では、190万2千人となっています。
- 東日本大震災の発生後、県内での人口の流動が大きくなっています。若い世代を中心とした県外への人口流出が続いている。また、原発事故の影響により、避難指示区域の住民を中心に、多くの方が県内外への避難を継続しています。その後、徐々に避難指示解除がなされてきているものの、人口は震災前の状態に戻っておらず、活力の低下が懸念されています。
- そのほか、人口減少の原因として、進学や就職による首都圏への人口流出、未婚

1 化、晩婚化の進行、出生数の減少、死亡数の増加などが挙げられます。

2

3 (2) 土地利用

4 ○ 震災後の平成 26 年では、農用地が 10.5%、森林が 70.7%、道路が 3.8%、宅地が
5 3.6%となっています。

6 ○ 平成 15 年から平成 26 年までの 10 年間の推移を見ると、農用地は減少が続いて
7 おり、一方で宅地や道路の増加傾向が続いています。また、森林はほぼ横ばいで推
8 移しています。

9 ○ 東日本大震災は、県土に甚大な被害をもたらし、原発事故による放射性物質は住
10 宅地や森林などを汚染し県民の生活や生産活動・経済活動のための土地利用に大
11 きな影響を与えています。避難指示区域においては、徐々に避難指示解除がなされ
12 てきているものの、立入制限などもあり、震災前と同様の管理、利用ができない土地
13 があります。

14

15 (3) 産業・経済

16 ○ 平成 26 年度の県内総生産は、名目で 7 兆 4,993 億円、実質で 8 兆 2,191 億
17 円となっており、経済成長率は、名目で 4.5%、実質では 3.9%と名目・実質と
18 もに 3 年連続のプラスとなっています。

19 ○ 東日本大震災からの再生・復興への取組を背景に、建設業をはじめ、サービ
20 ス業、製造業などの産出額が増加し、全体として総生産が増加しています。
21 一方、原発事故による放射性物質により農地、森林、漁場等が汚染されてし
22 まったことから、農林水産業の産出額が減少しています。

23

24

25

26

第4章 施策の体系と展開

第1節 施策体系

本計画に掲げる目標を達成するため、施策展開に当たっての基本姿勢を踏まえ、次頁に示す施策体系により環境保全・回復施策を展開します。

施策体系は、除染や災害廃棄物処理などの東日本大震災からの再生・復興に向けた「環境回復の推進」と、循環型社会・自然共生社会の形成などの「美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現」の二つの柱から成っており、これらを相互に連携させ相乗効果も図りながら施策を展開します。

これら施策の展開により、県政運営の基本指針となる「福島県総合計画」の基本目標を環境の面から実現することを目指します。

なお、施策の実施に当たっては、本計画の個別計画に体系付けられる「福島県地球温暖化対策推進計画」、「福島県循環型社会形成推進計画」等や、その他県総合計画に関連する「福島県地域防災計画」等と緊密な連携、役割分担を図りながら、より具体的な取組を進めていくこととし、県はもとより、国及び市町村などの行政や事業者、県民など全ての主体の総力を結集し取り組んでいきます。

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

1 **I 環境回復の推進**

2 **1 放射性物質による環境汚染からの回復**

- 3 (1) 環境放射線モニタリングの実施
4 (2) 除染等の推進
5 (3) 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進

6 **2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保**

10 **II 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現**

12 **1 低炭素社会への転換**

- 13 (1) 温室効果ガス排出の抑制
14 (2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用
15 (3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化
16 (4) 福島新エネ社会構想の実現

17 **2 循環型社会の形成**

- 18 (1) 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換
19 (2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用
20 (3) 廃棄物の適正な処理
21 (4) 環境と調和した事業活動の展開

22 **3 自然共生社会の形成**

- 23 (1) 自然環境の保全と自然とのふれあい
24 (2) 有害鳥獣対策
25 (3) 生物多様性の保全と恵みの持続可能な利用
26 (4) 地震・津波により影響を受けた自然環境及び生物多様性の回復に向けた適切な保全
27 (5) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全
28 (6) 猪苗代湖等の水環境保全

29 **4 良好な生活環境の確保**

- 30 (1) 大気、水、土壤等の環境保全対策
31 (2) 化学物質の適正管理等
32 (3) 公害紛争等の対応
33 (4) 環境影響評価

34 **5 環境ネットワーク社会の構築と環境に配慮したゆとりある生活空間の形成**

- 35 (1) 環境教育の推進、参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築
36 (2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成
37 (3) 情報の収集・提供と発信

第2節 施策の展開

I 環境回復の推進

1 放射性物質による環境汚染からの回復

現状と課題

本県に深刻な被害をもたらした東日本大震災と、それに伴う原発事故から6年が経過しました。この間、様々な主体の努力により除染や災害廃棄物の処理等が進捗するなど、本県の環境回復に向けた取組は着実に進んできました。

一方、汚染廃棄物や除去土壤等の処理が滞っているなど、本県の復旧・復興の大前提となる県民の安全・安心は、未だに十分に確保されていないことから、汚染廃棄物の処理促進のための取組や、必要な除染等の実施、除去土壤等の中間貯蔵施設への早期搬入等が必要となっています。

(1) 放射線量の把握及び情報提供が必要

県民の安全・安心確保のため、原発事故由来放射性物質による汚染からの環境回復に向けた対策の検討や、正確な情報発信による県民の安全・安心の確保等のため、きめ細かな放射線量の把握、放射線に関する正確で分かりやすい情報提供などが求められています。

(2) 除染をはじめとした放射性物質対策や除去土壤等の早期搬出が必要

県民が安心して健やかで快適な暮らしを享受し、将来世代にも引き継いでいくために、放射性物質に汚染された生活圏・農地・森林などの徹底した除染等の迅速かつ確実な実施が求められています。

さらに、除染等に伴い発生した除去土壤等が仮置場等に大量に保管されており、その保存期間も長期化していることから、国が整備する中間貯蔵施設等への早期搬出が求められています。

(3) 廃棄物の適正かつ速やかな処理が必要

汚染廃棄物や災害廃棄物の処理について、放射性物質による汚染に対する根強い不安などにより、処理施設における処分が進まず、焼却灰などの廃棄物が一時保管されており、速やかな対応が求められています。

施策の展開方向

(1) 環境放射線モニタリングの実施

○ きめ細かな監視・測定

県、国、市町村等関係機関の連携の下、身近な生活環境（大気、河川、地下水、海域、土壤、野生鳥獣など）の放射性物質による汚染状況について、きめ細かな監視及び測定を継続的に実施し、正確な情報を迅速かつ分かりやすく公表します。

環境創造センターでは、生活空間の環境放射線や環境中の放射性物質の測定調査を行います。

環境放射線センターでは、原子力発電所周辺のモニタリングや空間放射線の常時監視を行います。

【環境指標】

No.	指標名	指標設定時値 (H23 年度)	現況値 (H27 年度)	目標値 (H32 年度)	目標区分
1	環境放射線量(各地方振興局等における空間線量率) 県北保健福祉事務所 郡山合同庁舎 白河合同庁舎 会津若松合同庁舎 南会津合同庁舎 南相馬合同庁舎 いわき合同庁舎	1.00 μ Sv/時 0.88 μ Sv/時 0.42 μ Sv/時 0.13 μ Sv/時 0.08 μ Sv/時 0.42 μ Sv/時 0.18 μ Sv/時	0.20 μ Sv/時 0.12 μ Sv/時 0.09 μ Sv/時 0.06 μ Sv/時 0.04 μ Sv/時 0.09 μ Sv/時 0.07 μ Sv/時	モニタリング 指標 (減少を目指す)	↓
2	水浴場の放射性物質基準適合率 ※1	100% (H23. 9 現在)	100% (H27. 9 現在)	モニタリング 指標 (現況値を維持する)	→

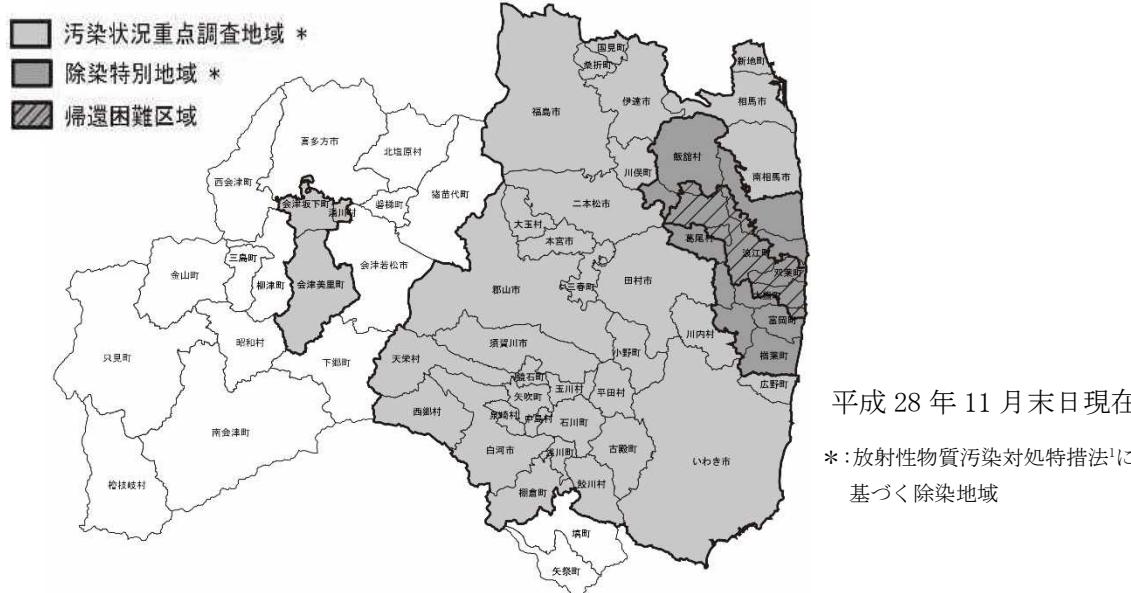
※1 放射性物質の測定を行った県内の海水浴場及び湖水浴場のうち、放射性セシウム濃度が水浴場の放射性物質に係る指針値（水質の目安：10Bq/L）を達成した水浴場の割合です。

1 (2) 除染等の推進

2 ○ 総力を結集した除染等の推進

3 県、国、市町村等の関係機関が連携の下、総力を結集し一体となって除染等
4 を推進します。

5 図1 除染地域等の種類



- 18 ① 除染特別地域では、国が住宅・道路・学校施設・公園・農地・森林などの
19 必要な除染を行います。県は国に対し、除染の長期目標として年間追加被ば
20 く線量1ミリシーベルト²を堅持していくよう引き続き求めています。
- 21 ② 汚染状況重点調査地域では、市町村が策定する除染実施計画に基づき、市
22 町村と県及び国が一体となって、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以
23 下になることを目指し、必要な除染を行います。
- 24 ③ 帰還困難区域については、「帰還困難区域の取扱いに関する基本的な方針」
25 (平成28年8月31日 原子力災害対策本部)に基づき、国が主体となって、
26 除染とインフラ整備を一体的かつ効率的に推し進めるなど、必要な対策を行

¹ 放射性物質汚染対処特措法：「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原
子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」の
通称です。(以下、「特措法」という。)

² 年間追加被ばく線量1ミリシーベルト：「福島復興再生特別特措法」に基づき策定された「福島復興
再生基本方針」において、長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となる
ことを目指すことが明記され、この達成に向けて、県、国、市町村等が一体となって除染を進め
ています。なお、県、国、市町村等は、屋外に8時間、屋内(遮へい効果0.4倍)に16時間滞在する
という生活パターンを仮定し、住民の安全性を最優先に考え、自然放射線と合わせて1時間あたり
0.23 μ Sv以上の区域を対象に、除染を実施することとしています。

1 　　います。県は、地元市町村の考え方を最大限尊重し、必要な除染を実施する
2 　　よう求めていきます。

3 ④ 森林における放射性物質対策については、市町村と県及び国が一体となっ
4 て、「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」（平成28年3月9日
5 復興庁、農林水産省、環境省）に基づき、地元市町村等の意見を十分に踏ま
6 えて、着実に実施していきます。

7 また、特措法以外で生ずる道路側溝堆積物については、国の対応方針に基
8 づき、道路管理者等が確実な処理を行います。

9 ⑤ 県は、市町村等の要望を踏まえた技術実証やデータ検証等の実施、住民理
10 解の促進による仮置場の確保、仮置場等技術指針の改定を行うなど、市町村
11 等への支援を引き続き実施します。

12 ○ 除染等に伴い発生した除去土壌等の管理

13 県は、市町村と連携し、仮置場等における除去土壌等の適正管理に努めるとと
14 もに、除去土壌等の搬出後の仮置場の原状回復措置の技術的支援を引き続き実施
15 し、市町村を支援していきます。

16 ○ 中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の輸送の安全確保

17 中間貯蔵施設の整備促進に向け、大熊・双葉両町に駐在させた職員及び国に派
18 遣した職員による更なる地権者説明の促進を図るとともに、輸送が安全・確実に
19 実施されるよう、道路交通対策など、国、市町村等関係機関と協議・調整を進め
20 ます。

21 また、国が示した「当面5年間の見通し」に基づく国の取組状況について、安
22 全・安心がしっかりと確保されるよう、専門家の意見を伺いながら、中間貯蔵施設
23 や輸送時における現地確認等を行っていきます。

24
25
26
27
28
29
30
31

1 【環境指標】

No.	指標名	指標設定時値 (H23 年度)	現況値 (H27 年度)	目標値 (H32 年度)	目標区分
3	除染特別地域（国直轄除染地域）における住宅除染の進捗率※1	—	田村市 100% 檜葉町 100% 川内村 100% 大熊町 100% 飯舘村 100% 川俣町 100% 葛尾村 100% 南相馬市 88% 浪江町 48% 富岡町 100% 双葉町 100%	100%を目指す (目標年度： H28 年度)※3	↗
4	汚染状況重点調査地域 (市町村除染地域) における住宅除染の進捗率※2	21.5% (平成 24 年度)	88.6%	100%を目指す (目標年度： H28 年度)※3	↗
5	汚染状況重点調査地域 (市町村除染地域) 等のモニタリングポスト設置箇所における空間線量率が毎時 $0.23 \mu\text{Sv}$ 未満となる地点の割合	65.8% (H24.9 平均値)	97.6% (H27.9 平均値)	100%	↗
6 (新)	中間貯蔵施設への除去土壤等の輸送量（累計）	—	45,382m ³	500 万～ 1,250 万 m ³ 程度	↗

2 ※1、2 各年度末までの計画数に対する実績数の割合を設定しています。

3 ※3 市町村除染実施計画の最終年度となっている平成 28 年度までの目標値として設定してい
4 ます。

5

6 (3) 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進

7 ○ 汚染廃棄物の適正処理

8 汚染廃棄物を適正処理するため、県、国、市町村、事業者等がそれぞれの役
9 割を担い、連携しながら適正かつ効率的な処理を行っていきます。

10 ① 県は、市町村・関係機関等と連携し、汚染廃棄物の処理に係る住民の不安
11 扱拭を図るほか、放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg 以下の廃棄物は、通常
12 の一般廃棄物、産業廃棄物と同様の処分が可能とされていることから、既
13 存施設において円滑に処理が進むよう取り組んでいきます。

1 ② 指定廃棄物を含む特定廃棄物のうち、10万Bq/kg超の廃棄物は、中間貯
2 藏施設で貯蔵され、それ以外の廃棄物は国の管理型処分場で埋立処分され
3 ることから、県民の安全・安心を確保するため、施設や輸送時における現地
4 確認等を行います。

5 ○ 災害廃棄物の適正処理

6 災害廃棄物を速やかに適正処理するため、県、国、市町村等がそれぞれの役
7 割を担い、連携しながら適正かつ効率的な処理を行っていきます。

8 ① 県は、市町村等が可能な限り再生利用を図りながら計画的に災害廃棄物の
9 処理を進めることができますよう取り組んでいきます。

10 ② 国は、汚染廃棄物対策地域における直轄処理事業、市町村からの要請など
11 に基づく特定被災地方公共団体の代行処理事業により災害廃棄物の処理を推
12 進します。

13
14 【環境指標】

No.	指標名	指標設定時値 (H23年度)	現況値 (H27年度)	目標値 (H32年度)	目標区分
7	東日本大震災に係る災害廃棄物の処理・処分率	12%	79.5%	100% (平成25年度)※	↗

15 ※国における「対策地域内廃棄物処理計画」(平成25年12月見直し)において、平成25年度ま
16 でに処理を完了するとされていました。

17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30

2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保

現状と課題

県では、県内に立地する全ての原子力発電所の廃炉を求めていましたが、依然として全基廃炉の方針は示されていません。現在、廃炉が決定された東京電力福島第一原子力発電所においては、「廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づき廃炉に向けた取組が進められています。

作業環境については、原発事故直後に比べ、軽装備で作業が出来るエリアが拡大するなど大幅に改善していますが、汚染水問題は解決しておらず、溶融燃料の取り出しに向けては、長く困難な作業が続きます。

○ 県内原子力発電所の全基廃炉の実現と安全確保が必要

廃炉が決定された東京電力福島第一原子力発電所については、事故の完全収束と今後 30～40 年にわたる廃炉作業が安全かつ着実に実施されていくことが必要です。

また、福島第二原子力発電所についても、県は廃炉を求めています。廃炉までの間、使用済燃料の安定した冷却が維持されることが必要です。

○ 原子力発電所周辺の環境放射線モニタリングが必要

原子力発電所の周辺において、放射性物質の追加的な放出や異常事象による放出を迅速に検知するためのモニタリングが必要です。

○ 迅速かつ分かりやすい情報提供が必要

県民の不安を解消するためには、廃炉等に向けた取組の進捗状況や安全対策に関する全ての情報を迅速かつ分かりやすく提供していくことが必要です。

施策の展開方向

○ 県内原子力発電所の全基廃炉の要請と安全確保

県内に立地する全ての原子力発電所の廃炉を引き続き求めるとともに、国と東京電力の責任において、原発事故の完全収束と廃炉作業が安全かつ着実に進められるよう求めていきます。

また、国と東京電力から定期的に報告を求めるとともに、関係市町村や専門家で構成する廃炉安全監視協議会による立入調査等により、立地自治体の立場から国と東京電力の取組を厳しく監視していきます。

また、「福島県地域防災計画（原子力災害対策編）」の見直しや原子力防災訓練の実施などにより、原子力防災体制の強化を図っていきます。

○ 原子力発電所周辺の環境放射線モニタリングの実施

原子力発電所からの放射性物質の放出を、迅速に検知するため、モニタリングポストを増設するなど、モニタリング体制を充実していきます。

○ 県民への迅速かつ分かりやすい情報提供の実施

国と東京電力の責任において、廃炉等に向けた取組の進捗状況や安全対策に関する全ての情報を、県民に迅速かつ分かりやすく提供するよう求めていきます。

また、東京電力からの通報連絡事項、廃炉に向けた取組の現地調査の結果、モニタリング結果等について、ホームページ等を通じて県民への情報提供を進めています。

【環境指標】

No.	指標名	指標設定時値 (H23 年度)	現況値 (H27 年度)	目標値 (H32 年度)	目標区分
8	原子力発電所現地確認調査回数※1	8 回	15 回	モニタリング指標 (適切に対応する)	

※1 1年間に実施した、安全確保に関する協定に基づく現地立入調査の回数です。

II 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

1 低炭素社会への転換

現状と課題

地球温暖化は人間活動による二酸化炭素などの温室効果ガスの増加が原因である可能性がきわめて高いとされており、1986年から2005年の世界的平均地上気温は、1850年から1900年に比較して0.61℃上昇（出典：IPCC第5次評価報告書）し、本県においても、福島地方気象台の気温観測値が100年あたり1.4℃の割合で上昇（出典：東北地方の気候の変化(第2版)）しています。

平成28年11月には、地球温暖化対策の新たな国際的枠組みとなるパリ協定が発効するなど、低炭素社会の実現を目指す世界的な取組が始動しましたが、今後の取組に関わらず、一定の気温上昇が避けられないといわれており、その影響への対応（適応策）も必要となっています。

このような中、東日本大震災以降、火力発電所の稼働率が上がったことなど温室効果ガスの排出量を増加させる要因もあることから、省エネルギーの推進等による温室効果ガスの排出抑制や再生可能エネルギーの普及拡大等が必要です。

(1) 温室効果ガス排出抑制の取組の推進が必要

温室効果ガスの増加は気温上昇と長期にわたる気候変動をもたらし、生態系、食料、健康等、自然環境や県民生活の様々な面に多大な影響を及ぼすことから、県民、事業者、市町村、県などあらゆる主体が地球温暖化防止に向け、温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいく必要があります。

(2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用が必要

本県が有する再生可能エネルギーの潜在能力や原油・石炭などの化石燃料の将来的な枯渇などを踏まえ、再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用を進めていくことが大切です。

(3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化が必要

原子力に頼らない持続的に発展可能な社会づくりを進めるため、再生可能エネルギー関連産業の活性化を図る必要があります。

1 (4) 福島新エネ社会構想の実現に向けての取組が必要

2 福島新エネ社会構想は、未来の新エネルギー社会実現に向けたモデルを福島で
3 創出し、その成果を世界に発信するなど、福島を再生可能エネルギーや未来の水
4 素社会を切り拓く先駆けの地とする構想です。

5 この構想は、地域産業の育成などにとどまらず、低炭素社会への転換に向けた
6 県全体の意識醸成や、再生可能エネルギー普及による温室効果ガス削減など環境
7 面へも大きな貢献が期待されています。

9 **施策の展開方向**

12 **(1) 温室効果ガス排出の抑制**

13 ○ 温室効果ガス削減に向けた県全体としての取組

14 地球温暖化は世界規模での課題ですが、一方では、私たち一人一人や企業・
15 地域が自分のこととして取り組まなければならない身近な問題でもあります。

16 福島県では、温室効果ガス削減に県全体として取り組むため、温室効果ガス
17 の排出量を、平成 32 年度（2020 年度）に平成 25 年度（2013 年度）比で 25% 削
18 減することを目指し、以下のような取組を進めます。

19 ○ 県民総ぐるみの省資源・省エネルギー対策の推進

20 地球温暖化防止に向け、県民、事業者、市町村、県などのあらゆる主体が温
21 室効果ガスの発生を可能な限り削減するため、省資源・省エネルギーの取組を
22 進めます。特に、温室効果ガス排出量の増加が著しい一般家庭やオフィス・店
23 舗等においては、一層の削減努力が求められることから、自主的な取組が積極
24 的に展開されるよう地球温暖化の問題等に関する幅広い普及啓発を行い、省エ
25 ネ意識の醸成に努めます。

26 ○ 環境負荷の少ないまちづくりの推進

27 自動車排出ガスの抑制など、環境への負荷を低減できる、「歩いて暮らせるコ
28 ンパクトなまちづくり」を進めるとともに、ZEH（ゼロエネルギーハウス）や ZEB
29 （ゼロエネルギービル）、公共交通機関の利用や企業における環境にやさしい物
30 流システムの構築を促進するほか、公共建築物等への県産材利用の拡大を図り
31 ます。

1 ○ 森林整備の推進

2 二酸化炭素の吸収源である森林の働きが十分に発揮されるよう、間伐等の森
3 林整備と放射性物質対策を一体的に進めながら、林業労働力の確保・育成、新
4 たな木材製品の普及定着を促進するとともに、県民参加の森林づくりに取り組
5 みます。

6 ○ その他の温室効果ガス削減に向けた取組

7 カーボンオフセットの考え方を始め、環境に負荷をかけないライフスタイル
8 への転換を図るとともに、本県が大きな潜在能力を有する再生可能エネルギー
9 の有効活用を促進します。

10 【環境指標】

No.	指標名	指標設定時値 (H23 年度)	現況値 (H27 年度)	目標値 (H32 年度)	目標 区分
9	温室効果ガス排出量 (H25 年度比)	—	—	△25% (H25 年度比)	—
10	「福島議定書」事業 参加団体数	学校 604	学校 428	学校 900	↗
		事業所 1,635	事業所 1,704	事業所 3,000	
11	うつくしま地球温暖 化防止活動推進員の 活動回数	544	571	850	↗
12	県有建築物の環境性 能診断件数	85	132	132 (H27 年度)※1	完了
13	低公害車(次世代自動 車)の普及台数	34,740 台 ※2	106,616 台 ※3	モニタリング指標 (増加を目指す)	↗
14	営業用貨物自動車輸 送トン数比率※4	67.1%	59.7%	63.0%	↗
15	森林整備面積	7,387ha	5,825ha	14,000ha 〔 延べ 90,800ha (H25～H32 累計) 〕	↗
16	森林づくり意識醸成 活動の参加者数	107,189 人	161,954 人	155,000 人	↗

12 ※1 平成 27 年度で全ての対象施設の診断が完了しました。

13 ※2 天然ガス、電気、ハイブリッド、メタノール自動車の合計です。

14 ※3 平成 27 年度からプラグインハイブリッド、燃料電池自動車台数も加わります。

15 ※4 営業用貨物自動車は自家用貨物自動車に比べ輸送効率がおよそ 10 倍であり、環境の観点
16 から営業用貨物自動車が良いとされています。

1 (2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用

2 ○ 再生可能エネルギーの普及拡大

3 「再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン」を基に、再生可能エネ
4 ルギーの飛躍的な推進に取り組むとともに、一般家庭、事業所、市町村への導
5 入支援や県有施設への率先導入を進めます。

6 ○ エネルギーの有効利用

7 工場・事業場等における温排水廃熱や、太陽光、太陽熱、風力、地熱、小水
8 力、バイオマスなど再生可能エネルギーの有効利用と、従来型エネルギーの高
9 効率利用を進めます。

10 【環境指標】

No	指標名	指標設定時値 (H23 年度)	現況値 (H27 年度)	目標値 (H32 年度)	目標区分
17	県有施設への再生可能 エネルギー率先導入数 (累計)	26 か所	78 か所	100 か所	↗
18	再生可能エネルギーの 導入量（一次エネルギーに占める割合）※1	21.9%	27.3%	40%	↗

12 ※1 原油換算した再生可能エネルギーの導入量を一次エネルギー供給量で割った割合です。

13 (3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化

14 ○ 再生可能エネルギー関連産業の育成・集積

15 再生可能エネルギー関連産業の企業立地や設備投資、さらには事業者間のマ
16 ッチング、新規販路開拓などを支援し、再生可能エネルギー関連産業の育成・
17 集積を図ります。

18 また、再生可能エネルギーを活用した大規模水素製造など、福島新エネ社会
19 構想についても取組を進めていきます。

20 ○ 再生可能エネルギー分野における技術の開発と普及促進

21 再生可能エネルギー分野の技術開発を支援するとともに、技術の普及促進を
22 図ります。

23 また、産業技術総合研究所の福島再生可能エネルギー研究所や県内企業との

1 連携を密にし、「ふくしま発」次世代太陽電池をはじめとした新技術などの研究
2 開発を進めています。

3

4

5 【環境指標】

No	指標名	指標設定時値 (H23 年度)	現況値 (H27 年度)	目標値 (H32 年度)	目標区分
19	再生可能エネルギー関連産業の工場立地件数	4 件 (H23)	19 件 (H25～H27 累計)	70 件 (H25～H32 累計)	↗
20	再生可能エネルギー関連の産学官共同研究実施件数（累計）	3 件	54 件	12 件	↗

6

7 (4) 福島新エネ社会構想の実現

8 ○ 再生可能エネルギーの導入と活用

9 再生可能エネルギー普及に向けた取組や研究開発・実証事業の推進を行い、
10 国・県・関係企業等が協力して取組を進めます。

11 ○ スマートコミュニティ構築の推進

12 再生可能エネルギー等の分散型電源を導入し、エネルギーの有効活用や地産
13 地消を図るスマートコミュニティの構築に向けた検討を進めます。

14 ○ 水素社会に向けた取組の推進

15 水素エネルギーは、利用段階において二酸化炭素を排出しないクリーンなエ
16 ネルギーであり、製造段階等で排出される二酸化炭素を抑制することで、地球
17 温暖化防止に大いに貢献していくことが期待されます。

18 福島新エネ社会構想では、再生可能エネルギーを活用した大規模水素製造や
19 製造した水素の有効活用を目指した実証を行うこととされており、県は、地球
20 温暖化防止の観点からも、そのシステムの構築等を国と協力して行います。

21

22

23

24

25

26

27

2 循環型社会の形成

現状と課題

人間活動が自然環境に与える負荷は依然として大きい状況にあり、本県はこれまでも、持続可能な社会の形成に向けて様々な取組を進めてきました。

その結果、産業廃棄物再生利用率が上昇傾向にあるなどの一定の効果は認められます。また、一般廃棄物や下水汚泥のリサイクル率等は、原発事故の影響等から震災前までの水準には戻っていませんが、徐々に上昇しています。

食糧資源の有効利用、環境への負荷を低減するという観点から、「まだ食べられるのに捨てられる食べ物」いわゆる「食品ロス」の削減に取り組むことが必要です。

「食品ロス」は、全国的には年間約 632 万トン(農水省:平成 25 年度推計値)に上るといわれており、一般家庭においても、大切な食べ物を無駄なく消費し、環境はもとより家計にもプラスになる暮らし方を心がける必要があります。

(1) 環境に負荷をかけない意識への転換が必要

県民一人一人が環境に負荷をかけないライフスタイルへの意識の転換を更に推進する必要があります。

(2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の促進が必要

更なる廃棄物等の発生抑制とともに、再使用、再生利用の推進が求められています。

(3) 廃棄物の適正な処理の推進が必要

汚染廃棄物や災害廃棄物も含め、廃棄物の適正な処理の推進が求められています。

(4) 環境と調和した事業活動の推進が必要

環境と調和した事業活動の更なる推進が求められています。

施策の展開方向

(1) 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換

○ 地球にやさしいライフスタイルの推進

県民、事業者等に広く環境意識の浸透を図るため、買い物時のマイバッグ持参や商品選択時の判断に資する環境ラベルの周知など「地球にやさしいライフスタイル」の普及啓発を推進します。

○ 県民運動と連携した環境保全活動の推進

県民、事業者、市町村などのあらゆる主体があらゆる局面において、環境保全活動に関する県民運動の推進母体である「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」と連携しながら、家庭や地域における省資源・省エネルギー・資源循環における意識醸成等の取組を積極的に推進します。

【環境指標】

No	指標名	指標設定時値 (H23 年度)	現況値 (H27 年度)	目標値 (H32 年度)	目標区分
21	マイバッグ推進デー協力店※1	1,086 店 (H24. 6 現在)	1,327 店	2,000 店	↗

※1 県では毎月 8 日、9 日をマイバッグ推進デーとしており、この取組に協力するとして登録された店舗をいいます。

(2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用

○ あらゆる分野での廃棄物等の発生抑制の推進

使い捨て製品の製造販売自粛や簡易包装の導入、ごみ処理の有料化、産業廃棄物排出抑制事業の支援等を推進します。

○ 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用（3R）の促進

循環型社会の形成に向けて、廃棄物等の発生抑制を図るとともに、分別収集の徹底による製品の原料としての再生利用、廃棄物焼却時の熱エネルギーの回収、廃棄物等からの燃料化、飼料化、肥料化等を促進します。

また、再生利用に関する情報の整備や事業者育成、各種リサイクル法の推進

1 を図ります。県が行う廃棄物等の循環資源としての再使用・再生利用等の認定
2 に際しては、放射線量の検査をするなど原発事故の影響にも適切に対応します。

3 ○ 食品ロスの削減に向けた取組の推進

4 近年課題となっている「食品ロス」の削減のために、家庭における食べ残し
5 をなくす取組や、事業者が食品廃棄物量を抑制する取組、食品廃棄物のリサイ
6 クルへの取組などを促進します。

7 【環境指標】

No	指標名	指標設定時値 (H23 年度)	現況値 (H27 年度)	目標値 (H32 年度)	目標区分
22	一般廃棄物の排出量 (1人1日当たり)	985g (H22 年度)	1,081 g (H26 年度)	935g	▽
23	産業廃棄物の排出量	7,994 千トン (H22 年度)	8,321 千トン (H26 年度)	8,250 千トン	▽
24	一般廃棄物のリサイクル率	14.2% (H22 年度)	13.9% (H26 年度)	21.0%	↗
25	産業廃棄物再生利用率	39% (H22 年度)	50% (H26 年度)	51%	↗
26	建設副産物リサイクル率 (アスファルト塊・コンクリート塊) ※1	100% (H22 年度)	100%	100%	→
27	下水汚泥リサイクル率	93.2% (H21 年度)	38.6%	モニタリング指標 (増加を目指す)	↗

8 ※1 県及び市町村の建設工事等から発生する建設副産物 (アスファルト塊・コンクリート塊)
9 のリサイクル率です。

10 (3) 廃棄物の適正な処理

11 ○ 県民への正しい知識の普及啓発

12 県民に対して、廃棄物の排出者責任や廃棄物処理の正しい知識の普及啓発に
13 努めます。

14 ○ 業者への監視・指導の強化

15 排出事業者及び処理業者に対して、排出者責任・適正処理に関する意識の啓
16 発を図るとともに、適正な廃棄物の処理と廃棄物処理施設の維持管理が行われ
17 るよう徹底した監視・指導に取り組みます。

1 ○ 不法投棄防止対策の強化

2 不適正な処理防止に関する意識の啓発や、排出事業者及び処理業者に対する
3 監視・指導、不法投棄パトロールの強化等、不法投棄防止対策の強化を図ります。

5 ○ 不適正処理事案対策の早期処理

6 関係機関相互の連携強化により被害実態の把握とその拡大防止に努めるとともに、原因者責任に基づく早期の原状回復を図ります。

8 ○ 災害により発生した廃棄物の適正処理

9 これらの取組に加え、15～16 頁「(3) 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処
10 理の推進」の施策を一体的に進めるとともに、新たな災害が発生した際にも、市
11 町村等と連携を図り、廃棄物の処理を適正に行っていきます。

12 【環境指標】

No	指標名	指標設定時値 (H23 年度)	現況値 (H27 年度)	目標値 (H32 年度)	目標区分
28	一般廃棄物最終処分場埋立量（1 日当たり）	252 トン (H22 年度)	215 トン (H26 年度)	200 トン	▽
29	産業廃棄物最終処分率	9% (H22 年度)	8% (H26 年度)	8%	▽
30	農業用使用済プラスチック組織的回収率	51.0%	77.7%	80.0%	↗
31	産業廃棄物の不法投棄発見件数及び投棄量※1	2 件 812 トン (H22 年度)	7 件 473 トン (H26 年度)	モニタリング指標 (減少を目指す)	▽

13 ※1 産業廃棄物は投棄量が 10 トン以上、特別管理産業廃棄物（爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがあるもの）は全てについての発見件数及び量を集計したものです。

17 (4) 環境と調和した事業活動の展開

18 ○ 環境にやさしい事業活動の促進

19 省資源・省エネルギー、環境保全のための施設設備導入など事業者の環境に配慮した活動を支援するとともに、グリーン購入の一層の推進等、県自ら環境に配慮した物品の率先購入等に取り組みます。

22 ○ 環境負荷低減に資する取組の創出・育成

23 「うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度」や「産業廃棄物抑制及び再

1 利用技術開発支援事業」の推進、廃棄物等の再資源化に向けた研究開発の推進
2 や新技術の普及を図ります。

3 ○ 環境と共生する農林水産業の促進

4 本県農業の持続的発展と循環型社会の形成を推進するため、放射性物質による汚染状況など安全性を確認しながら、環境と共生する農業の促進、畜産農家と耕種農家の連携、木質バイオマスなどの森林資源の活用促進、資源管理型農業やつくり育てる漁業の促進等に取り組みます。あわせて、その取組の意義について理解を促進するため、効率的かつ効果的な情報発信を図ります。

5 ○ 中小企業への支援

6 中小企業の公害防止、リサイクルや省エネ等の環境保全活動を促進するため
7 の融資制度等の充実と周知に努めます。

8 ○ 環境保全のための施設整備支援

9 産業廃棄物処理施設等の環境整備を支援するとともに、景観の保全や当該施
10 設に対する地域理解の促進を図ります。

11

12 13 【環境指標】

No	指標名	指標設定時値 (H23 年度)	現況値 (H27 年度)	目標値 (H32 年度)	目標区分
32	認証を受けた特別栽培農作物の作付面積	3,196ha	2,149ha	6,500ha	↗
33	エコファーマー認定件数	21,091 件	14,425 件	25,000 件	↗
34	有機農産物の作付面積	265ha	187ha	325ha	↗
35	県機関におけるグリーン購入割合	96.6%	97.1%	98.5%	↗

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

3 自然共生社会の形成

現状と課題

本県は「ラムサール条約」登録湿地である尾瀬地区や大小 300 を超す湖沼からなる裏磐梯地区を始め、豊かな自然と多様な動植物に恵まれていますが、東日本大震災の影響により、自然環境、生態系は大きな影響を受け、希少な野生動植物（松川浦周辺のヒヌマイトンボ、夏井川河口のコアジサシ等）の生息地の一部も大きく環境が変化しました。

かつて日本一であった猪苗代湖の水質も、中性化に伴う COD 値の上昇や大腸菌群数が環境基準を超過するなど水質悪化が懸念されています。

また、近年、ツキノワグマの目撃例の増加や人の生活圏への出没、人的被害に加えて、イノシシなどの生息数の増加や生息域の拡大により農林水産物被害などが深刻化しています。

(1) 自然環境の保全と自然とのふれあいの促進が必要

本県が有する豊かな自然環境の保全、県民が自然とふれあう場の提供・整備とともに、自然環境の保全施策に関する県民の理解や保全活動への積極的な参加を促進することが求められています。

(2) 有害鳥獣対策が必要

市街地でのクマの目撃例の増加や、避難指示区域等において人への警戒心の薄れたイノシシが出没するなど、野生鳥獣の生態に従来では考えにくかったような大きな変化が見られることから、人身被害の発生や農業被害を防止するためにも、県では市町村等と連携しながら個体数の調整などに取り組んでいますが、本来あるべき野生鳥獣と人間の関係を取り戻すためには、捕獲だけでなく、野生鳥獣の生息域と人の生活圏の区分の明確化など更なる対策の強化が必要です。

(3) 生物多様性の保全と恵みの持続可能な利用が必要

私たちの暮らしは多様な生き物が関わり合う生態系の恵みに支えられています。

一方、近年一部の野生鳥獣の増加や、外来種の繁殖等により本来の生態系のバランスが崩れてきています。豊かな生物多様性の恵みを持続的に利用していくた

めにも、外来種への対応を適切に行いながら、希少な野生動植物を保護し、本県の生物多様性の保全を図るとともに、県民や事業者の生物多様性に関する理解を得ながら適切な保護と管理を進めて行く必要があります。

(4) 地震・津波により影響を受けた自然環境及び生物多様性の回復に向けた適切な保全が必要

東日本大震災の地震・津波により、特に沿岸域の自然環境が大きく変化したため、その状況を把握した上で、影響を受けた自然環境が回復していくよう適切に保全するとともに、被災した県立自然公園の利活用を促進することが大切です。

また、同じく生態系も大きな影響を受けたことから、その状況を把握した上で、豊かな生物多様性が回復していくよう適切に保全することが必要です。

(5) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の一層の自然環境保全が必要

ニホンジカの食害への対策を始め、尾瀬地区や裏磐梯地区の自然環境保全対策の一層の推進が求められています。

(6) 猪苗代湖等の水環境保全が必要

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境保全対策を一層推進していく必要があります。

施策の展開方向

(1) 自然環境の保全と自然とのふれあい

○ 自然公園等での自然環境の保全推進

自然公園、自然環境保全地域及び緑地環境保全地域における各種規制や指導、状況調査、保護及び適正利用のための公園施設の整備や保全修復事業等を推進します。

○ 自然環境の保全に関する普及啓発の推進

貴重な生態系の維持、身近な自然環境の保全や農地・森林が持つ様々な公益的機能の理解等について普及啓発を進めるとともに、自然環境に関する情報収集・提供や、保全活動を行うボランティア団体のネットワーク化等を推進します。

1 ○ 身近な自然環境の保全の推進

2 里地里山や水辺地等の自然環境の保全・復元、また老朽化が顕在化している
3 都市公園の整備による都市の緑化等を進めます。

4 ○ 森林や農地等のもつ多面的な機能の確保

5 農業生産活動を通じての土壤浸食・土砂崩壊の防止や水源かん養機能の維持、
6 森林の計画的な除間伐、保安林の指定などの適正管理や森林ボランティア団体
7 の支援を推進します。また、治水・利水などの施策、沿岸域の良好な漁場環境
8 や生態系の保全等の施策に取り組みます。

9 ○ 自然とのふれあいの場の整備推進

10 県土の除染を進めながら、国立、国定及び県立の自然公園や、「ふくしま県民
11 の森」「福島県昭和の森」などの県立公園における自然環境の保護と利用促進、
12 都市公園等の整備を促進します。

13 また、河川、ダム、海岸線等の整備に当たっては、個々の特徴を踏まえた自
14 然景観との調和や親水性の向上に配慮します。

15 ○ 各種情報の提供等の促進

16 自然とのふれあい活動の推進のため、県土の除染を進めるとともに、ふれあ
17 い活動やマナーに関する情報提供、ボランティアとの協力・連携による啓発活
18 動の推進、さらにはエコツーリズム、グリーンツーリズム等の促進を図ります。

20 【環境指標】

No	指標名	指標設定時値 (H23 年度)	現況値 (H27 年度)	目標値 (H32 年度)	目標 区分
36	自然公園の利用者数	15,291 千人 (H22 年度)	10,587 千人 (H26 年度)	17,600 千人	↗
37	水と親しめるふくしまの 川づくり箇所数（累計）	73 か所	83 か所	91 か所	↗
38	中山間地域等における地 域維持活動を行う面積	15,625ha	14,721ha	17,600ha	↗
39	上下流連携による源流域 保全活動事例数	18 件	23 件	38 件	↗
40	一人当たりの都市公園面 積※1	12.43 m ² /人 (H21 年度)	12.79 m ² /人 (H26 年度)	13.10 m ² /人	↗

21 ※1 都市公園の合計面積を都市計画区域内人口で除したものです。

1 (2) 有害鳥獣対策

2 ○ 有害鳥獣対策の強化

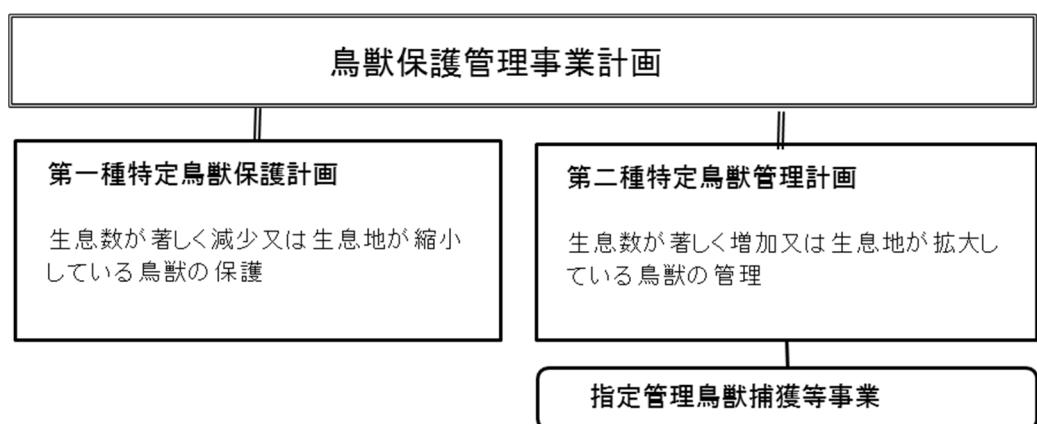
3 本県は豊かな自然環境を有する一方で、野生鳥獣による農林業被害も深刻で
4 あるため、市町村や捕獲従事者等と連携しながら人身被害や農林水産物被害を
5 防止するための対策を進めます。

6 特に、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ及びカワウについて
7 は、被害も大きいことから個別に計画を策定し、対策を計画的に進めます。

8 また、イノシシとニホンジカについては指定管理鳥獣捕獲等実施計画を策定
9 し、生息域の縮小や個体数の減少、農業被害の低減などを目指して、県による
10 直接捕獲も開始し、個体数の管理に努めます。

11 さらに、野生生物共生センターにおいて、野生鳥獣の生息状況に関する調査
12 等を行い、野生鳥獣の行動や分布に関する知見を蓄積し、野生生物との住み分けなど、必要な対策を講じていきます。

14 図2 鳥獣保護管理計画の体系図



24 【環境指標】

No	指標名	指標設定時値 (H23年度)	現況値 (H27年度)	目標値 (H32年度)	目標区分
41 (新)	イノシシの年間捕獲頭数	—	13,094頭 (H26年度)	各年度 17,000~18,000頭 の捕獲を目指す (平成31年度まで※)	—

25 ※ 「イノシシ管理計画」において、安定生息数達成に向けて平成31年を目標としております。

26

1 (3) 生物多様性の保全と恵みの持続可能な利用

2 ○ 野生動植物の保護・救護の取組の推進

3 「野生動植物保護アドバイザー」や「野生動植物保護サポーター」を活用し、
4 希少野生動植物の継続的な情報収集に努めるとともに、絶滅のおそれのある野
5 生動植物をとりまとめた「ふくしまレッドリスト」の見直しを進めます。

6 また、野生生物共生センターにおける傷病鳥獣救護の充実を図るため、野生
7 動物救急救命医（ERドクター）との連携を進めていきます。

8 ○ 外来種からの生態系や県民生活への被害防止

9 外来種を県内で増殖させないために県民への啓発及び情報提供を行な
10 がら、県内の分布調査等を行うとともに、防除計画による防除対策等を進めま
11 す。

12 ○ 生物多様性の恵みの持続可能な利用

13 私たちの日々の生活は様々な自然の恩恵を受けています。

14 生物多様性を減少させない適正な方法で持続的に利用し、豊かな自然の恵み
15 を将来にわたって継承できるよう、生物多様性についての配慮と理解を深めま
16 す。

17 【環境指標】

No	指標名	指標設定時値 (H23年度)	現況値 (H27年度)	目標値 (H32年度)	目標区分
42	野生動植物保護サポーター登録数	113人	114人	140人	↗
43	生物多様性について理解している人の割合	15.2% (H22年度)	29.0%	70.0%	↗

21 (4) 地震・津波により影響を受けた自然環境及び生物多様性の回復 22 に向けた適切な保全

24 ○ 地震・津波により影響を受けた自然環境の回復に向けた適切な保全

25 地震・津波によって大きく改変した自然環境について、基本的には、自然そ
26 のものが長い時間をかけて回復・変遷していくことになり、今後、現地の詳細
27 な状況を確認しながら、自然環境が回復していくよう適切な保全に努めます。

28 また、専門家等の意見を参考に、県立自然公園区域内の施設の復旧に努め、

1 公園の利活用を促進します。

2 ○ 地震・津波により影響を受けた生物多様性の回復に向けた適切な保全

3 地震・津波の影響を受け、生態系は現在も変化を続けています。生物多様性
4 に対する影響については、特に沿岸域における希少野生動植物の生息・生育状
5 況を把握し、地元の自然保護関係者や専門家の意見を参考に、豊かな生物多様
6 性が回復していくよう適切な保全に努めます。

7

8 (5) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全

9 ○ 尾瀬地区の自然環境保全の促進

10 各種行為に対する規制や指導、調査、植生復元や公園施設整備、自然環境保
11 全に向けた適正利用の啓発、ニホンジカの食害への対策の推進、さらには尾瀬
12 保護財団等の関係機関と連携した保全活動等の取組を進めます。

13 ○ 裏磐梯地区の自然環境保全の促進

14 各種行為に対する規制や指導、調査、各種情報提供や環境教育の機会増大な
15 どに取り組みます。

16

17 【環境指標】

No	指標名	指標設定時値 (H23 年度)	現況値 (H27 年度)	目標値 (H32 年度)	目標 区分
44	尾瀬の入山者数に対する土・日曜日入山割合	57. 1%	44. 0%	48. 3%	→
45	裏磐梯における自然ふ れあい・インタープリ テーション活動参加数※ 1	1, 043 人	1, 327 人	1, 393 人	↗

18 ※1 裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議会（国、県、地元市町村等により平成 15 年
19 4 月設立）で実施しているインターパリテーション活動への参加数です。

20

21

22

23

1 (6) 猪苗代湖等の水環境保全

2 ○ 水環境悪化の防止

3 「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」等による各
4 種規制措置などの水質汚濁防止対策、ヒシ等水生植物の刈り取り・回収、富栄
5 養化防止のための下水道・農業集落排水施設及び窒素りん除去型浄化槽等の整
6 備促進、汚濁負荷低減に配慮した農業・水産業や森林づくりを進めます。

7 また、環境基準の超過により問題となっている大腸菌群数については、環境
8 創造センターで引き続き原因の調査研究を進めます。

9 さらに、刈り取ったヒシ等の有効利用を進めます。

10 ○ 関係機関との連携の推進

11 大学等の研究機関や環境保全団体との連携を強化し、猪苗代水環境センター
12 を活用しながら調査研究を行いその成果を広く発信します。

13 また、「猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会」等のネットワーク
14 組織をいかしながら、様々な環境保全団体や企業、行政が連携を図り、湖岸の
15 清掃や水草の回収などの活動を始め、流域が一体となった水環境保全活動を更
16 に推進します。

17 【環境指標】

No	指標名	指標設定時値 (H23年度)	現況値 (H27年度)	目標値 (H32年度)	目標区分
46	猪苗代湖のC O D値	1. 1mg/l	1. 1mg/l	0. 5mg/l	▽
47	裏磐梯湖沼群のC O D値				
	桧原湖	2. 4mg/l	2. 1mg/l	2. 0mg/l	▽
	小野川湖	2. 7mg/l	2. 2mg/l	2. 0mg/l	▽
	秋元湖	3. 1mg/l	2. 7mg/l	2. 0mg/l	▽
	曾原湖	2. 9mg/l	2. 8mg/l	2. 0mg/l	▽
48 (新)	猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域の汚水処理人口普及率※	78. 8%	83. 8%	95. 1%	↗

19 ※ 下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の汚水処理施設を利用できる人口の割合です。

4 良好な生活環境の確保

現状と課題

水環境については公共水域の環境基準をほとんどの水域で達成しています。また、大気環境についても全ての測定地点で二酸化硫黄等の環境基準を達成していますが、光化学オキシダントについては依然として環境基準が達成されていません。

なお、ダイオキシン類については、水環境・大気環境とも全ての調査地点で環境基準を達成しています。

公害苦情件数については、震災直後に大幅に増加したのち、近年は減少傾向にあるものの震災前の水準には戻っていません。また、環境影響評価制度を基に、自然環境や生態系の保全に配慮した事業の実施を促進します。の運用等を行っていきます。

(1) 大気、水、土壤等の環境保全対策が必要

良好な環境を確保するため、大気・水環境の保全対策や土壤汚染、騒音、振動、悪臭等への対策を進めることができます。

(2) 化学物質の適正管理等が必要

環境中のダイオキシン類等の化学物質のモニタリング調査等を実施していく必要があります。また、化学物質のリスクを低減するため、化学物質リスクコミュニケーションを通じて化学物質に関する情報を県民、事業者、県が共有することが大切です。

(3) 公害紛争等への適切な対応が必要

生活環境の保全を図るため、複雑多様な公害紛争等について、今後も適切に対応していく必要があります。

(4) 環境影響評価の推進が必要

規模が大きく、環境に影響を及ぼすおそれのある事業については、環境影響評価制度を適切に運用し、環境の保全に十分に配慮して事業が行われるようにすることが大切です。

施策の展開方向

(1) 大気、水、土壤等の環境保全対策

○ 大気環境保全対策の推進

大気中の光化学オキシダント濃度等を常時監視し、健康被害が生じるおそれがある場合には、注意報や警報を発令して被害発生を未然に防止するとともに、工場・事業場等の監視・指導を行い、硫黄酸化物や窒素酸化物の排出を抑制します。

また、大気中の微小粒子状物質（PM2.5）の常時監視により、国の暫定指針値を超過する場合には、県民への速やかな注意喚起に努めます。

さらに、ダイオキシン類やアスベストについて、モニタリング調査を行うとともに、適正な対策を講ずるよう事業者を指導します。

○ 水環境保全対策の推進

河川、湖沼等の公共用水域や地下水の常時監視、工場・事業場等の監視・指導を行うとともに、水質事故発生時には迅速・適確な汚染防止措置を講じます。

また、窒素、りん及び有機物を除去し生活排水に起因する水質汚濁を未然に防止するため、下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽等の整備を促進します。

○ 土壤汚染対策の推進

土壤汚染区域の指定、浄化対策の促進等により、土壤汚染対策を進めます。

○ 騒音、振動、悪臭の被害防止

騒音、振動、悪臭の発生源に対する規制指導等によりこれらの被害の防止に努めます。

○ オゾン層保護の推進

フロン類適正回収についての普及啓発等によりオゾン層の保護を進めます。

1 【環境指標】

No	指標名	指標設定時値 (H23 年度)	現況値 (H27 年度)	目標値 (H32 年度)	目標区分
49	大気環境基準達成率※1	73.5%	73.0%	100%	↗
50	大気環境基準達成率 (有害大気汚染物質)	100%	100%	100%	→
51	水質環境基準達成率 (健康項目)	100%	100%	100%	→
52	水質環境基準達成率 (下記 3 指標総合)	92.8%	95.3%	100%	↗
	水質環境基準達成率 (河川のBOD)	98.2%	100%	100%	↗
	水質環境基準達成率 (湖沼のCOD)	73.3%	73.3%	100%	↗
	水質環境基準達成率 (海域のCOD)	92.3%	100%	100%	↗
53	水質環境基準達成率 (湖沼の全窒素、全りん)	71.4%	71.4%	100%	↗
54	水質環境基準達成率 (海域の全窒素、全りん)	100%	100%	100%	→
55	汚水処理人口普及率※2	75.3% ※3	81.1%	88.4%	↗

2 ※1 大気保全に関する環境基準が設定されている二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダン
3 ト、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質濃度を測定している常時監視測定局にお
4 いて、環境基準を達成した割合です。

5 ※2 下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の汚水処理施設を利用できる人口の割合です。
6 また、避難地域等により把握困難な市町村を除きます。

7 ※3 避難地域等により調査困難な市町村を除く 48 市町村の実績値です。

8

9 (2) 化学物質の適正管理等

10 ○ 化学物質による環境汚染の未然防止

11 大気・水・土壤等の環境中に含まれるダイオキシン類等の化学物質のモニタ
12 リング調査や工場・事業場等への立入検査などにより、化学物質による環境汚
13 染の未然防止に努めます。

1 ○ 化学物質リスクコミュニケーションの推進

2 化学物質に関する情報をデータベース化し分かりやすく提供するとともに、
3 化学物質リスクコミュニケーションの専門家を事業者へ派遣するなどにより、
4 環境中への排出削減意識の高揚を図ります。

5

6 【環境指標】

No	指標名	指標設定時値 (H23 年度)	現況値 (H27 年度)	目標値 (H32 年度)	目標区分
56	ダイオキシン類環境基準達成率	100%	100%	100%	→
57	工場・事業場等におけるリスクコミュニケーションの実施件数	81 件	111 件	170 件	↗
58	県内工業製品出荷額 1 億円あたりの化学物質排出量	99.5kg (H22 年度)	66.4 kg (H26 年度)	70kg	↘

7

8 (3) 公害紛争等の対応

9 ○ 公害苦情等への適切な対応

10 地域住民の公害等に関する苦情について適切に対応するとともに、公害による被害が発生した場合には、被害者の救済が円滑に図られるよう努めます。

11

12 ○ 公害紛争の迅速かつ適切な解決

13 「公害紛争処理法」に基づき、あっせん、調停、仲裁を行い、公害紛争の迅速かつ適切な解決を図るとともに、公害紛争処理制度の周知に努めます。

14

15 【環境指標】

No	指標名	指標設定時値 (H23 年度)	現況値 (H27 年度)	目標値 (H32 年度)	目標区分
59	公害苦情件数	502 件	702 件	400 件	↘

1 **(4) 環境影響評価**

2 ○ 環境影響評価制度の運用等による環境保全

3 「環境影響評価法」及び「福島県環境影響評価条例」を適切に運用し、自然環境
4 や生態系の保全に配慮した事業の実施を促進します。

5 なお、法令の規定が適用されない特定の復興事業については、事業者が簡素
6 化した環境影響評価を実施することになりますが、評価の実施に際して適切な
7 指導等を行うことにより、震災からの迅速な復興と環境保全の両立を図ります。

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

5 環境ネットワーク社会の構築と環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

現状と課題

県民の環境問題に対する意識は高まってきており、市民団体や事業者など様々な主体が、地域の環境保全や環境教育に取り組んでいます。これらの主体は、それぞれが重要な役割を果たしていますが、相互に連携することで、相乗的な効果も期待できます。今後、環境保全活動等の輪を広げ、取組をより効果的なものとするために、これら主体間のネットワークを強化することが重要です。

また、自然環境学習等は郷土への理解や環境保全の促進を図るため重要ですが、原発事故の影響から屋外での活動等が減少している状況もあり、今後とも県民の安全と安心に配慮しながら、活動への参加者数を更に増やしていく必要があります。

本県は、豊かな自然や歴史的な景観にも恵まれており、これまで良好な景観の保全・継承に努めてきましたが、今後も市町村等と一体となって、この貴重な県民の財産を将来へ引き継いで行く必要があります。

(1) 環境教育の充実及び参加と連携・協働による環境保全・回復活動の取組の推進が必要

環境教育の充実に加え、放射線に関する正確な理解を促進するとともに、各主体の参加と連携・協働による取組を推進し、環境保全・回復活動をより一層促進することが大切です。

(2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成が必要

県と市町村等が連携して景観形成活動を展開していくとともに、環境美化活動を促進する必要があります。

(3) 情報の収集・提供と発信の強化が必要

県民、事業者等の環境保全・回復活動の取組や理解の促進を図るため、様々な情報を広く分かりやすく提供、発信することが大切です。

施策の展開方向

(1) 環境教育の推進、参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築

○ 環境教育の充実と指導者の育成

多様な場における環境教育の充実を図るとともに、地域において環境教育を推進する指導者を育成します。

○ 県域を越えた取組の推進

広域的な環境問題の解決に向け、流域が一体となった環境保全活動の促進や尾瀬における自然環境保護の総合的な施策の推進など、県域を越えた取組を進めます。

○ 参加と連携・協働による環境保全・回復活動の推進

放射線に関する正確な理解を促進するとともに、ふくしま環境活動支援ネットワークや環境教育サポート団体など環境教育のネットワーク体制の更なる充実を図り、各主体の参加と連携・協働による環境保全・回復活動を進めます。

【環境指標】

No	指標名	指標設定時値 (H23年度)	現況値 (H27年度)	目標値 (H32年度)	目標区分
60	尾瀬で自然環境学習を行った県内児童・生徒数	769人	962人	1,400人	↗
61	環境アドバイザー等派遣事業受講者数（累計）	23,499人	25,921人	28,000人	↗
62	せせらぎスクール参加団体数、延べ参加者数	—	32団体 2,339人	モニタリング指標 (増加を目指す)	↗
63	「福島議定書」事業参加団体数（再掲）	学校 604	学校 428	学校 900	↗
		事業所 1,635	事業所 1,704	事業所 3,000	
64	NPO法人の認証を受けた環境保全に関連する市民活動団体数（累計）	252団体	359団体	410団体	↗
65	県機関におけるグリーン購入割合（再掲）	96.6%	97.1%	98.5%	↗

1

2 (2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

3 ○ 自然景観や歴史的景観の保全、継承

4 良好的な景観形成に不可欠な歴史的建造物等について、震災被害からの修復を
5 進めます。また、「福島県景観条例」及び「福島県景観計画」に基づきながら、自
6 然景観や歴史的景観を保全、継承するとともに、景観に配慮した公共事業を進
7 めます。

8 ○ 景観形成活動の促進

9 「景観法」に基づく市町村の景観行政団体への移行や景観計画策定に向けた支
10 援を行うとともに、県民や事業者等の景観形成活動を促進します。

11 ○ 環境美化活動の促進

12 美しい景観を保全するため、県民、事業者等の環境美化活動の促進と環境美
13 化意識の高揚を図ります。

14

15 【環境指標】

No	指標名	指標設定時値 (H23 年度)	現況値 (H27 年度)	目標値 (H32 年度)	目標 区分
66	市町村景観計画策定 団体数	2 団体	3 団体	12 団体	↗
67	無電柱化された道路 の延長	92. 3km	104. 4km	120km	↗

16

17 (3) 情報の収集・提供と発信

18 ○ 情報の収集・提供機能の強化

19 ホームページの充実を始めとして、環境に関する様々な情報の収集・提供機
20 能の強化を図ります。

21 ○ 分かりやすい情報の提供

22 環境保全・回復活動について、活動効果の「可視化」を図るなど、分かりや
23 すい情報の提供に努めます。

24 ○ 国内外への情報の発信

25 環境放射線モニタリングデータを始め、環境に関する正確な情報を国内外に

1 向けて広く発信していきます。

2 ○ 環境創造センターの活用

3 環境創造センターは、環境学習の拠点としての機能も担っており、今後、セ
4 ソンターを活用しながら、環境に関する様々な情報を集積・蓄積し、国内外へ向
5 けて広く発信していきます。

6

7 【環境指標】

No	指標名	指標設定時値 (H23 年度)	現況値 (H27 年度)	目標値 (H32 年度)	目標 区分
68 (新)	環境創造センター交流棟「コミュタン福島」で環境学習を行った県内小学校の割合（各年）	—	—	100%	↗

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

第5章 各主体の役割

第1節 行政の役割

1 県の役割

- 県は、県内における環境の保全・回復に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施します。
- 県は、環境の保全・回復を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が実施する環境の保全・回復に関する施策を支援します。
- 県は、一事業者、一消費者としての立場から、環境保全・回復に配慮した取組を率先して実行します。
- 県は、国や他の地方公共団体との連携・協力と国際的な連携・協力に努めます。

2 国が果たすべき役割

- 国は、環境の保全・回復に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施します。
- 国は、原発事故由来の放射性物質による環境汚染について、国の責任において必要な対策を講じます。

3 市町村に期待される役割

- 市町村は、環境の保全・回復に関し、当該市町村の区域の自然的・社会的条件に応じた施策を策定し、実施するよう努めます。
- 市町村は、県及び国が実施する環境の保全・回復に関する施策に協力するよう努めます。
- 市町村は、一事業者、一消費者としての立場から、環境保全・回復に配慮した取組を率先して実行するよう努めます。
- 市町村は、環境保全・回復に関する知見を生かした国際協力などの取組を推進するよう努めます。

1 第2節 事業者に期待される役割

- 2 ○ 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防
3 止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講じます。
- 4 ○ 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売そ
5 の他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄
6 物となった場合にその適正な処理が図られることとなるよう必要な措置を講じ
7 ます。
- 8 ○ 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売そ
9 の他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用
10 され、又は廃棄されることにより生ずる環境への負荷を低減するよう努めると
11 ともに、その事業活動において、再生資源などの環境への負荷の低減に資する
12 原材料、役務等を利用するよう努めます。
- 13 ○ 事業者は、その事業活動に関し、環境への負荷の低減その他環境の保全に自
14 ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全・回復に関する施策に
15 協力します。

16 第3節 県民に期待される役割

- 17 ○ 県民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴い生ずる環
18 境への負荷を低減するよう自主的かつ積極的に努めます。
- 19 ○ 県民は、県や市町村、事業者と連携・協力して積極的に環境保全・回復活動
20 を行うよう努めます。

21 第4節 福島を想う全ての人々に期待される役割

- 22 ○ 本計画に掲げる目標の達成に向け、県内はもとより、国内外の福島を想う人々
23 の協力を得ながら、本県の環境の保全・回復に関する施策を推進します。

24
25
26
27
28
29

第6章 計画の推進と進行管理

第1節 計画の推進と普及

1 計画の推進

- 県は、環境の保全・回復に関する各種施策の策定や事業の実施に当たっては、本計画との整合を図ります。
- 県民、事業者、市町村、国等と連携し、計画の推進を図ります。
- 本計画の着実な実施を図るため、各種施策の実施状況を把握、評価し、計画の適切な推進を図ります。

2 計画の普及

- 本計画の目標を実現するためには、県民、事業者、市町村、国などの全ての主体が環境保全・回復のための自主的かつ積極的な取組を行うとともに、各主体の連携を図ることが必要であることから、各種の広報手段により、本計画の目的、内容等について周知を図り、各主体の積極的な環境保全・回復活動の実施及び連携を働きかけます。

第2節 計画の進行管理

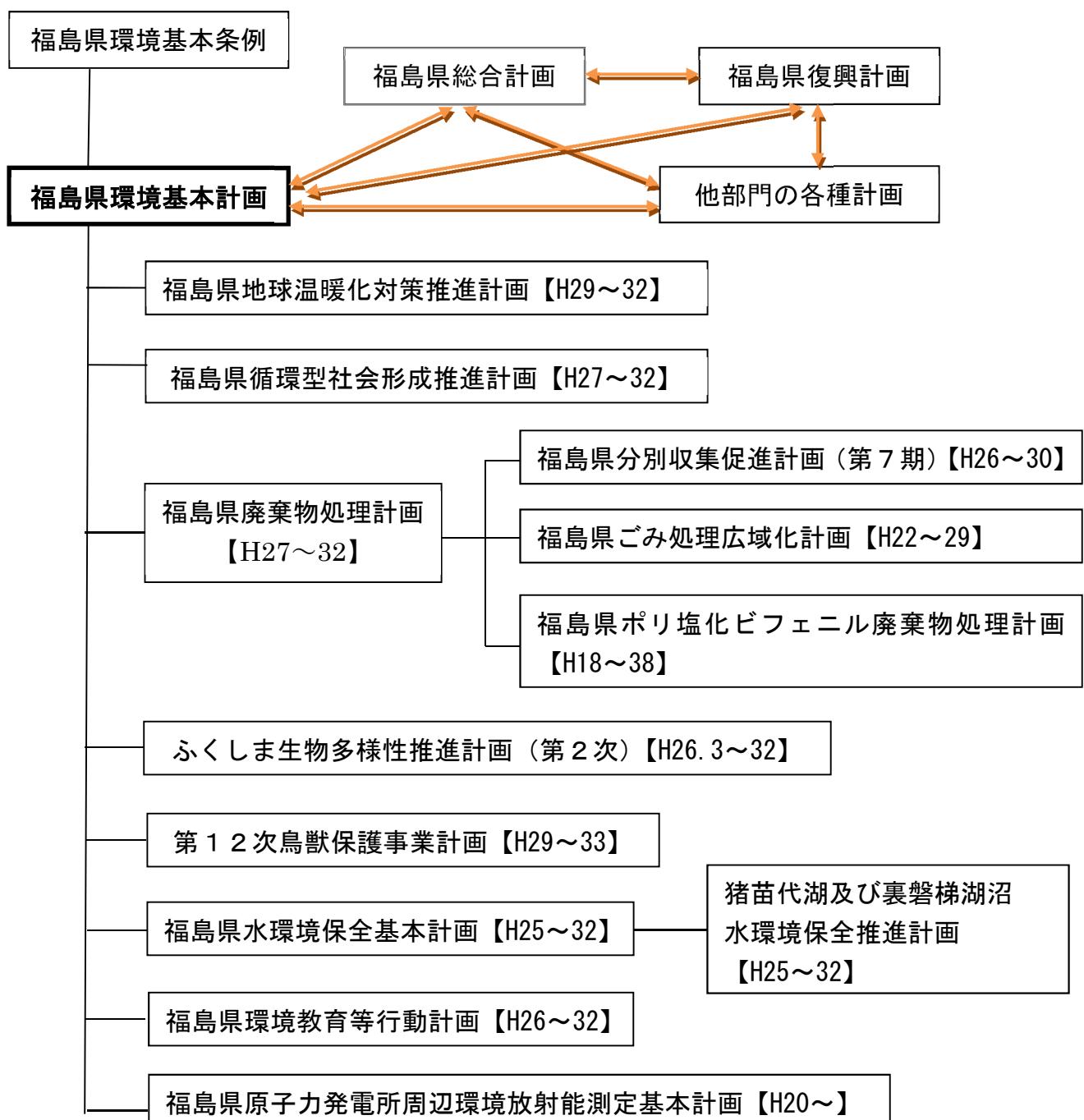
1 計画の進行管理

- 毎年度、環境の状況及び環境の保全・回復に関して講じた施策の状況（本計画における環境指標の達成状況を含む）を環境白書にとりまとめます。
- 環境白書をもって進行管理を行い、公表するとともに環境審議会へ報告します。

2 計画の見直し

- 今後の環境の状況の変化と社会経済情勢等に対応して、環境指標を始め、必要に応じて見直しを図ります。

環境関連計画の体系図



(その他、関連する主な計画)

- ・福島県地域防災計画 【S38~】
- ・特定鳥獣保護管理計画

カワウ【H29～33】、ニホンザル【H29～33】、ツキノワグマ【H29～33】、
イノシシ【H27～31】、ニホンジカ【H28～32】
・福島県景観計画 【H21.10～】

環境指標一覧

「現況値」：各環境指標の最新の数値を示します。

「目標区分」：現況値を基準として、目標年度における目標値をどのような趣旨で設定したかを示します。

↗：現況値を上げていく

→：現況値程度を維持していく

↘：現況値を下げていく

なお、数値がより高い、又はより低いことが望ましいが、このことを上述の矢印で表示すると、現況値と目標値との関係に矛盾が生じるものについては、「-」と表記します。

「前計画目標値」：前計画における目標値を示します。

今回新たに設定した指標は「新規」、定義等の修正を行った指標は「修正」と表記します。

モニタリング指標：目標値の設定が困難又は不適当であるが、毎年状況を把握し、公表することが望ましいものです。

I 環境回復の推進

1 放射性物質による環境汚染からの回復

(1) 環境放射線モニタリングの実施

1 環境放射線量（各地方振興局等における空間線量率）【12 頁】

県北保健福祉事務所、郡山求道庁舎、白河合同庁舎、会津若松合同庁舎、南会津合同庁舎、南相馬合同庁舎及びいわき合同庁舎における空間線量率の平均（9月）であり、減少を目指します。

	現況値					目標値					目標区分	備考
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
県北保健福祉事務所	1.00 $\mu\text{Sv}/\text{時}$	0.69 $\mu\text{Sv}/\text{時}$	0.33 $\mu\text{Sv}/\text{時}$	0.24 $\mu\text{Sv}/\text{時}$	0.20 $\mu\text{Sv}/\text{時}$							
郡山合同庁舎	0.88 $\mu\text{Sv}/\text{時}$	0.51 $\mu\text{Sv}/\text{時}$	0.17 $\mu\text{Sv}/\text{時}$	0.14 $\mu\text{Sv}/\text{時}$	0.12 $\mu\text{Sv}/\text{時}$							
白河合同庁舎	0.42 $\mu\text{Sv}/\text{時}$	0.21 $\mu\text{Sv}/\text{時}$	0.12 $\mu\text{Sv}/\text{時}$	0.10 $\mu\text{Sv}/\text{時}$	0.09 $\mu\text{Sv}/\text{時}$						モニタリング指標 (減少を目指す)	↘
会津若松合同庁舎	0.13 $\mu\text{Sv}/\text{時}$	0.09 $\mu\text{Sv}/\text{時}$	0.07 $\mu\text{Sv}/\text{時}$	0.07 $\mu\text{Sv}/\text{時}$	0.06 $\mu\text{Sv}/\text{時}$							

南会津合同庁舎	0.08 μ Sv/時	0.06 μ Sv/時	0.05 μ Sv/時	0.05 μ Sv/時	0.04 μ Sv/時			
南相馬合同庁舎	0.42 μ Sv/時	0.37 μ Sv/時	0.15 μ Sv/時	0.12 μ Sv/時	0.09 μ Sv/時			
いわき合同庁舎	0.18 μ Sv/時	0.10 μ Sv/時	0.09 μ Sv/時	0.08 μ Sv/時	0.07 μ Sv/時			

2 水浴場の放射性物質基準適合率 【12 頁】

海水又は湖水中の放射性セシウム濃度 (Bq/L) の基準適合率であり、100%の維持を目指します。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備 考
目標値	モニタリング指標（現況値維持）											→
現況値	100%	100%	100%	100%	100%							

(2) 除染の推進

3 除染特別地域（国直轄除染地域）における住宅除染の進捗率 【15 頁】

除染実施計画数に住める実績数の割合です。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備 考
目標値	— 100%										
現況値	田村市:100% 田村市:100% 田村市:100% 楢葉町:100% 楢葉町:100% 楢葉町:100% 川内村:100% 川内村:100% 川内村:100% 田村市:99% 大熊町:100% 大熊町:100% 楢葉町:38% 飯舘村: 9% 飯舘村: 9% 川内村:100% 川俣町: 17% 川俣町: 100% 飯舘村: 1% 葛尾村: 59% 葛尾村: 100% 南相馬市:— 南相馬市:8% 南相馬市:8% 富岡町:0.1% 富岡町:24% 富岡町:100% 浪江町:0.6% 浪江町:11% 浪江町:48% 双葉町:100%										↗

4 汚染状況重点調査地域（市町村除染地域）における住宅除染の進捗率 【15 頁】

除染実施計画数に住める実績数の割合です。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備 考
目標値	100% - - - -										↗
現況値	21. 5%	46. 5%	64. 7%	88. 6%							

5 汚染状況重点調査地域（市町村除染地域）等のモニタリングポスト設置箇所における空間線量率が毎時 $0.23 \mu\text{Sv}$ 未満となる地点の割合 【15 頁】

汚染状況重点調査地域等（除染特別地域を除く）に設置されているモニタリングポストのうち、空間線量率が毎時 $0.23 \mu\text{Sv}$ 未満となる地点の割合（9月平均）です。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値										100%	
現況値	65.8%	80.6%	93.3%	97.6%						—	

6 中間貯蔵施設への除去土壤等の輸送量（累計）（単位：m³）【15 頁】

中間貯蔵施設への除去土壤等の累計輸送量であり、平成 32 年度までに身近な場所にある除去土壤等（※¹）及び幹線道路沿いにある除去土壤等（※²）に相当する量の中間貯蔵施設への搬入を目指します。

※¹住宅、学校などにおける現場保管量 約 180 万 m³（平成 27 年 12 月 31 日時点の実績値）

※²高速道路沿道から 500m、国道・県道沿道から 100m 以内の仮置場の保管量 約 300 万～500 万 m³（推計値）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値					20 万程 ※ ³ 試験 輸送 度	50 万～ 70 万 度	140 万～ 250 万 程度	300 万～ 650 万 程度	500 万～ 1250 万 程度	↗	
現況値					45,382						

※³ 中間貯蔵施設へ対象市町村（43 市町村）からそれぞれ約 1,000 m³ の除去土壤を輸送しました。

(3) 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進

7 東日本大震災に係る災害廃棄物の処理・処分率 【16 頁】

災害廃棄物発生見込量に対する処分量の割合であり、100%を目指します。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	↗	
現況値	12.0%	41.8%	65.7%	77.1%	79.5%						↗	

2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保

8 原子力発電所現地確認調査回数（単位：回）【18 頁】

1 年間に実施した、安全確保協定に基づく原子力発電所現地確認調査回数であり、原子力災害の状況に合わせて適切に調査を行います。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値	モニタリング指標（適切に対応する）										—	
現況値	8	10	16	12	15							

II 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

1 低炭素社会への転換

(1) 温室効果ガス排出の抑制

9 温室効果ガス排出量（H25 年度比）【21 頁】

基準年度（H25 年度比）の温室効果ガス排出量に対する、1 年間に排出される温室効果ガスの排出量の割合であり、数値の低下を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値												—	
現況値													

10 「福島議定書」事業参加団体数（単位：団体）【21 頁】

福島議定書に参加している県内の学校及び事業所の数であり、数値の増加を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考		
目標値 (学 校)	640 680 720 760 790 830 860 900											↗			
現況値 (学 校)	813	604	652	495	406	428									
目標値 (事業所)	1,810 1,980 2,150 2,320 2,490 2,660 2,830 3,000														
現況値 (事業所)	2,153	1,635	1,153	1,535	1,450	1,704									

11 うつくしま地球温暖化防止活動推進員の活動回数（単位：回）【21 頁】

地球温暖化防止活動推進員が地球温暖化防止に関する普及啓発活動を実施した回数であり、数値の増加を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値	612 646 680 714 748 782 816 850											↗	
現況値	784	544	304	509	640	571							

12 県有建築物の環境性能診断件数（単位：件）【21 頁】

既存の県有建築物の環境性能診断を行った件数です。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考

目標値	114	127	132									↗	
現況値	80	85	98	114	124	132							完了

13 低公害車（次世代自動車）の普及台数 （単位：台） 【21 頁】

天然ガス、電気、ハイブリッド、メタノール自動車、プラグインハイブリッド、燃料電池自動車の台数の合計であり、数値の増加を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備 考
目標値													
現況値	23,715	34,740	52,066	70,984	87,697	106,616						↗	

14 営業用貨物自動車輸送トン数比率 【21 頁】

年間の全貨物輸送量（営業用貨物自動車輸送トン数十自家用貨物自動車輸送トン数）のうち、営業用貨物自動車による輸送量の割合であり、数値の増加を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備 考
目標値													
現況値	66.4%	67.1%	64.8%	57.8%	59.7%							—	

15 森林整備面積 （単位：ha） 【21 頁】

森林の持つ多面的機能の発揮、森林における放射性物質の低減等のため、植林から保育、伐採に至るまでの森林施業を実施する面積であり、数値の増加を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備 考
目標値													
現況値	7,600	9,800	12,000	12,300	12,600	13,000	13,500	14,000				↗	

16 森林づくり意識醸成活動の参加者数 （単位：人） 【21 頁】

森林環境学習活動など森林に関する活動全般に参加した人数であり、数値の増加を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備 考
目標値													
現況値	126,400	136,100	146,000	147,800	149,600	151,400	153,200	155,000				↗	

(2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用

17 県有施設への再生可能エネルギー率先導入数（累計）（単位：か所）【22 頁】

再生可能エネルギー設備を導入する県有施設の数であり、増加を目指します。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値		30	40	50	60	70	80	90	100		↗	
現況値	26	29	31	43	78						↗	

18 再生可能エネルギーの導入量（一次エネルギーに占める割合）【22 頁】

福島県内の太陽光、風力などの再生可能エネルギーの発電施設の設備容量であり、数値の増加を目指します。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値										40%	↗	
現況値	21.9%	22.1%	23.9%	25.1%	27.3%						↗	

(3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化

19 再生可能エネルギー関連産業の工場立地件数（H25 年以降は累計）（単位：件）【23 頁】

福島県内に再生可能エネルギー関連産業の工場が立地した件数であり、数値の増加を目指します。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値		13	25	30	36	43	51	60	70		↗	
現況値	4	4	11	16	19						↗	

20 再生可能エネルギー関連の产学研共同研究実施件数（累計）（単位：件）【23 頁】

产学研連携による共同研究実施件数のうち、再生可能エネルギー関連の件数であり、数値の増加を目指します。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値		6	6	6	9	9	9	12	12		↗	
現況値	3	10	14	38	54						↗	

2 循環型社会の形成

(1) 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換

21 マイバッグ推進デー協力店 (単位:店) 【25 頁】

県が定めるマイバッグ推進デー（毎月 8 日 9 日）に登録した店舗の数。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値	1,200	1,314	1,428	1,542	1,656	1,770	1,884	2,000		↗	
現況値	1,086	1,090	1,102	1,327							

(2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用

22 一般廃棄物の排出量 (1人1日当たり) (単位:g) 【26 頁】

県内一般廃棄物年間総排出量 ÷ (県内の総人口×365 日) であり、数値の減少を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値												935	
現況値	985	1,068	1,094	1,084	1,081								

23 産業廃棄物の排出量 (単位:万トン) 【26 頁】

産業廃棄物処理業者実績、多量排出事業者実績、電気業からのばいじん量、鉱業及び水道からの汚泥量の合計であり、数値の減少を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値												825.0	
現況値	799.4	745.4	805.2	849.0	832.1								

24 一般廃棄物のリサイクル率 【26 頁】

(施設処理資源化量+集団回収量) ÷ (一般廃棄物処理量+集団回収量) ×100 であり、数値の上昇を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値												21.0%	
現況値	14.2%	14.1%	13.7%	13.8%	13.9%								

25 産業廃棄物再生利用率 【26 頁】

再生利用量÷産業廃棄物の排出量×100 であり、数値の上昇を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備 考
目標値												51%	
現況値	39%	46%	46%	51%	50%							↗	

26 建設副産物リサイクル率（アスファルト塊・コンクリート塊）【26 頁】

県及び市町村の建設工事等から発生する建設副産物（アスファルト・コンクリート塊）が再利用される割合であり、100%維持を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備 考
目標値				100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	→
現況値	100%	100%	100%	100%	100%	100%						→	

27 下水汚泥リサイクル率 【26 頁】

県内で発生している下水汚泥のうち、有効に利用される量の割合であり、数値の増加を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備 考
目標値												↗	
現況値	89.6%	13.9%	17.1%	30.3%	31.5%	38.6%						↗	

(3) 廃棄物の適正な処理

28 一般廃棄物最終処分場埋立量（1日当たり）（単位：トン）【27 頁】

最終処分場に埋立処分をした1日あたりの廃棄物量であり、数値の減少を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備 考
目標値												200	
現況値	252	286	246	227	215							↖	

29 産業廃棄物最終処分率 【27 頁】

産業廃棄物の排出量に対する最終処分量の割合であり、数値の減少を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値												8%	
現況値	9%	7%	12%	10%	8%							↓	

30 農業用使用済プラスチック組織的回収率 【27 頁】

農業用使用済プラスチック推定排出量に対する、県内の回収主体が収集・処理した量の割合であり、数値の増加を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値				80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	↑	
現況値	59.5%	51.0%	67.3%	83.8%	75.6%	77.7%						↗	

31 産業廃棄物の不法投棄発見件数及び投棄量 【27 頁】

1年間に新たに把握した産業廃棄物不法投棄事案のうち、産業廃棄物は投棄量が10t以上、特別管理産業廃棄物は全てについての発見件数及び量であり、数値の減少を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値												↓	
現況値	2件	3件	0件	2件	7件							↗	
	812t	1,398t	0t	173t	473t								

(4) 環境と調和した事業活動の展開

32 認証を受けた特別栽培農産物の作付面積 (単位 : ha) 【28 頁】

特別栽培農産物の作付面積のうち、特別栽培農産物の認証を受けた面積であり、数値の増加を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値				3,750	4,000	4,250	4,500	5,000	5,500	6,000	6,500	↗	
現況値	6,372	3,196	3,148	2,902	2,663	2,149						↗	

33 エコファーマー認定件数 (単位：件) 【28 頁】

土づくりと化学肥料・化学農薬の低減に一体的に取り組む農業者のうち、県知事から「持続性の高い生産方式の導入に関する計画」の認定を受けた人数であり、数値の増加を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値				21,500	22,000	22,500	23,000	23,500	24,000	24,500	25,000		
現況値	21,889	21,091	20,336	20,528	16,543	14,425						↗	

34 有機農産物の作付面積 (単位：ha) 【28 頁】

有機栽培の作付面積のうち、有機 JAS 認定面積及び転換期間中面積であり、数値の増加を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値				245	250	255	260	270	285	305	325		
現況値	282	265	232	219	193	187						↗	

35 県機関におけるグリーン購入割合 【28 頁】

県における物品調達に占めるグリーン購入対象製品を調達した割合であり、数値の増加を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値				97.0%	97.0%	97.5%	97.5%	98.0%	98.0%	98.5%	98.5%		
現況値	90.1%	96.6%	95.6%	97.4%	97.4%	97.1%						↗	

3 自然共生社会の形成

(1) 自然環境の保全と自然とのふれあい

36 自然公園の利用者数 (単位：千人) 【31 頁】

国立公園、国定公園、県立自然公園などの自然公園の年間利用者数であり、自然環境の保全を図りながら利活用を促進します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値				16,200	16,400	16,600	16,800	17,000	17,200	17,400	17,600		
現況値	15,291	8,771	10,808	10,748	10,587							↗	

37 水と親しめるふくしまの川づくり箇所数（累計）（単位：か所）【31 頁】

環境や生態に配慮した河川施設の整備数であり、増加を目指します。。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値				80	80	81	83	85	87	89	91		
現況値	71	73	77	78	80	83						↗	

38 中山間地域等における地域維持活動を行う面積（単位：ha）【31 頁】

中山間地域等直接支払交付金の交付対処面積の数値であり、増加を目指します。。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値				16,090	16,320	16,530	16,740	16,950	17,160	17,370	17,600		
現況値	15,874	15,625	15,777	15,880	15,678	14,721						↗	

39 上下流連携による源流域保全活動事例数（単位：件）【31 頁】

県や市町村が関与した、水に関する上下流や地域、流域間の住民等の連携事例数であり、増加を目指します。。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値				20	22	24	26	30	32	35	38		
現況値	38	18	19	20	20	23						↗	

40 一人当たりの都市公園面積（単位：m²/人）【31 頁】

都市公園の合計面積を都市計画区域内人口で割った1人あたりの都市公園面積であり、増加を目指します。。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考	
目標値				12.4	12.5	12.6	12.7	12.8	12.9	13.0	13.1		
現況値	12.45	12.6	12.7	12.79								↗	

(2) 有害鳥獣対策

41 イノシシの年間捕獲頭数 (単位:頭) 【32頁】

県、国、市町村などが捕獲したイノシシの年間捕獲頭数であり、数値の増加を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値	各年17,000～18,000頭の捕獲を目指す (平成31年度まで)											↗	
現況値												↗	

(3) 生物多様性の保全と恵みの持続可能な利用

42 野生動植物保護センター登録数 (単位:人) 【33頁】

野生動植物保護に取り組む県民ボランティアである福島県野生動植物保護センターの登録者数であり、数値の増加を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値	105 110 115 120 125 130 135 140											↗	
現況値	105 113 104 108 111 113											↗	

43 生物多様性について理解している人の割合 【33頁】

県政世論調査で調査した「生物多様性」という言葉と内容について知っている県民の割合であり、数値の増加を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値	50.0% 60.0% 60.0% 65.0% 65.0% 70.0% 70.0% 70.0%											↗	
現況値	15.2% 29.0% 29.0% 29.0%											↗	

(5) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全

44 尾瀬の入山者数に対する土・日曜日入山割合 【34頁】

尾瀬入山者数に対する土・日曜日の入山者数の割合です。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値	48.3% 48.3% 48.3% 48.3% 48.3% 48.3% 48.3% 48.3% 48.3% 48.3%											→	
現況値	51.2% 57.1% 44.6% 16.6% 46.1% 44.0%											→	

45 裏磐梯における自然ふれあい・インタープリテーション活動参加数 (単位:人) 【34 頁】

裏磐梯ビジターセンターにおける、裏磐梯に関する自然とのふれあい活動、インターパリテーション活動への参加者数であり、数値の増加を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値				851	928	1,006	1,083	1,161	1,238	1,315	1,393		
現況値	644	1,043	1,724	1,404	1,327	1,277						↗	

(6) 猪苗代湖等の水環境保全

46 猪苗代湖のC O D 値 (単位:mg/L) 【35 頁】

水質測定計画に基づき県が測定している、猪苗代湖の汚濁指標となる COD (化学的酸素要求量) 値であり、数値の減少を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値							0.9				0.5		
現況値	1.1	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0						↘	

47 裏磐梯湖沼群のC O D 値 (単位:mg/L) 【35 頁】

水質測定計画に基づき県が測定している、裏磐梯湖沼群（檜原湖、小野川湖、秋元湖、曾原湖及び毘沙門湖）の汚濁指標となる COD (化学的酸素要求量) 値であり、数値の減少を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値 (桧原湖)											2.0		
現況値 (桧原湖)	2.7	2.4	2.3	2.2	2.1	2.1							
目標値 (小野川湖)											2.0		
現況値 (小野川湖)	2.9	2.7	2.6	2.5	2.3	2.2							
目標値 (秋元湖)											2.0		
現況値 (秋元湖)	3.5	3.1	2.9	2.9	3.0	2.7							
目標値 (曾原湖)											2.0		
現況値 (曾原湖)	3.0	2.9	2.8	2.7	3.0	2.8							
目標値 (毘沙門沼)											1.0		
現況値 (毘沙門沼)	1.9	1.8	1.7	1.8	1.6	1.5							

48 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域の汚水処理人口普及率 【35 頁】

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域の下水道、農業集落排水施設、合併浄処理浄化槽の汚水処理施設を利用できる人口の割合であり、数値の増加を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値												95.1%	
現況値	77.7%	78.8%	80.2%	82.1%	83.4%	83.8%							↗

4 良好な生活環境の確保

(1) 大気、水、土壤等の環境保全対策

49 大気環境基準達成率 【38 頁】

大気保全に関する環境基準が設定されている二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素、浮遊粒子状物質濃度などを測定している常時監視測定局において、環境基準を達成した割合であり、100%を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値				100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%		↗
現況値	72.4%	73.5%	75.0%	72.2%	75.2%	73.0%							↗

50 大気環境基準達成率（有害大気汚染物質） 【38 頁】

県内の有害大気汚染物質による大気の汚染状況についてモニタリング調査を行い、環境基準を達成した割合であり、100%の維持を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値				100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	→	
現況値	100%	100%	100%	100%	100%	100%						(100%を維持)	

51 水質環境基準達成率（健康項目） 【38 頁】

人の健康の保護に関する水質環境基準が設定されている公共用水域農地環境基準達成水域の割合であり、100%の維持を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値				100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	→	
現況値	100%	100%	100%	100%	100%	100%						(100%を維持)	

52 水質環境基準達成率（河川のBOD及び湖沼、海域のCODの総合）（単位：mg/L）【38 頁】

生活環境の保全に関する水質環境基準が設定されている公共用水域（河川、湖沼及び海域）のうち、BOD（生物化学的酸素要求量）又はCOD（化学的酸素要求量）が環境基準を達成した水域の割合であり、100%を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値 (総合)												100%	
現況値 (総合)	95.5%	92.8%	92.8%	93.0%	95.3%	95.3%							
目標値 河川のBOD												100%	
現況値 河川のBOD	100%	98.2%	96.4%	100%	100%	100%							
目標値 湖沼のCOD												100%	
現況値 湖沼のCOD	73.3%	73.3%	73.3%	73.3%	73.3%	73.3%							
目標値 海域のCOD												100%	
現況値 海域のCOD	100%	92.3%	100%	84.6%	100%	100%							

53 水質環境基準達成率（湖沼の全窒素、全りん）【38 頁】

生活環境の保全に関する水質環境基準が設定されている湖沼の全窒素及び全りんに係る環境基準達成水域の割合であり、100%を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値				100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
現況値	71.4%	71.4%	71.4%	71.4%	71.4%	71.4%						↗	

54 水質環境基準達成率（海域の全窒素、全りん）【38 頁】

生活環境の保全に関する水質環境基準が設定されている海域の全窒素及び全りんに係る環境基準達成水域の割合であり、100%を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値				100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	→	
現況値	50%	100%	100%	100%	100%	100%						(100%を維持)	

55 汚水処理人口普及率【38 頁】

下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の汚水処理施設を利用する人口の割合であり、数値の増加を目指します。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考	
目標値				78.6%	80.0%	81.4%	82.8%	84.2%	85.6%	87.0%	88.4%	↗	

現況値	75.3%	76.5%	78.0%	79.7%	81.1%		
-----	-------	-------	-------	-------	-------	--	--

(2) 化学物質の適正管理等

56 ダイオキシン類環境基準達成率 【39 頁】

大気・水質・低質、土壤に関する環境基準が設定されているダイオキシン類について、環境基準を達成している地点の割合であり、100%の維持を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値				100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	→	
現況値	100%	100%	100%	100%	100%	100%						(100%を維持)	

57 工場・事業場等におけるリスクコミュニケーションの実施件数 (単位：件) 【39 頁】

「化学物質リスクコミュニケーションに関する事業者アンケート」において、地域の行政や住民と情報を共有し、リスクに関するコミュニケーションを行っていると回答した事業所数であり、数値の増加を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値				100	110	120	130	140	150	160	170	↗	
現況値	44	81	100	97	118	111							

58 県内工業製品出荷額1億円あたりの化学物質排出量 (単位：kg) 【39 頁】

県内工業製品出荷額1億円あたりの、PRTR 法に基づき県内事業所から届出された化学物質排出量であり、数値の減少を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値				84	82	80	78	76	74	72	70	↘	
現況値	99.5	103.8	83.4	71.5	66.4								

(3) 公害紛争等の対応

59 公害苦情件数 (単位：件) 【39 頁】

県及び市町村の公害苦情相談窓口が受付した公害苦情の件数や処理状況を取りまとめた公害苦情調査結果における公害苦情を受理した総件数であり、数値の減少を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値				500	475	450	440	430	420	410	400	↘	
現況値	525	502	769	738	704	702							

5 環境ネットワーク社会の構築と環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

(1) 環境教育の推進、参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築

60 尾瀬で自然環境学習を行った県内児童・生徒数（単位：人）【42 頁】

「ふくしま子ども自然環境学習推進事業」の年間参加者数であり、数値の増加を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値				1,000	1,100	1,100	1,200	1,200	1,300	1,300	1,400		
現況値	138	769	1,051	1,140	1,063	980						↗	

61 環境アドバイザー等派遣事業受講者数（累計）（単位：人）【42 頁】

環境アドバイザー等を派遣した講座の受講数の合計数であり、数値の増加を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値				24,500	25,000	25,500	26,000	26,500	27,000	27,500	28,000		
現況値	23,070	23,499	24,279	24,541	25,055	25,921						↗	

62 せせらぎスクール参加団体数、延べ参加者数（単位：団体、人）【42 頁】

せせらぎスクールに参加した団体数及び延べ参加者数であり、数値の増加を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値													
現況値	154 団体 7,895 人			8 団体 398 人	25 団体 1,552 人	32 団体 2,339 人						↗	

63 「福島議定書」事業参加団体数（再掲）【42 頁】

福島議定書に参加している県内の画工及び事業所の数であり、数値の増加を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値 (学 校)				640	680	720	760	790	830	860	900		
現況値 (学 校)	813	604	652	495	406	428						↗	
目標値 (事業所)				1,810	1,980	2,150	2,320	2,490	2,660	2,830	3,000		

現況値 (事業所)	2,153	1,635	1,153	1,535	1,450	1,704		
--------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--	--

64 N P O 法人の認証を受けた環境保全に関連する市民活動団体数(累計)(単位:団体)【42 頁】

環境保全の取組を行っている N P O の合計数であり、数値の増加を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備 考
目標値				270	280	290	370	380	390	400	410		
現況値	219	248	304	327	355	359						↗	

65 県機関におけるグリーン購入割合(再掲) 【42 頁】

県における物品調達に占めるグリーン購入対象製品を調達した割合であり、数値の増加を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備 考
目標値				97.0%	97.0%	97.5%	97.5%	98.0%	98.0%	98.5%	98.5%		
現況値	90.1%	96.6%	95.6%	97.4%	97.4%	97.1%						↗	

(2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

66 市町村景観計画策定団体数 (単位:団体) 【43 頁】

景観法に基づき、景観計画を策定している団体(市町村)数であり、数値の増加を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備 考
目標値				4	5	7	8	9	10	11	12		
現況値	1	2	2	3	3	3						↗	

67 無電柱化された道路の延長 (単位:km) 【43 頁】

無電柱化された道路(国道、県道、市町村道)の延長であり、数値の増加を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備 考
目標値				96	100	103	106	110	113	116	120		
現況値	87.3	92.3	94.5	97.7	101.5	104.4						↗	

(3) 情報の収集・提供と発信

68 環境創造センター交流棟「コミュタン福島」で環境学習を行った県内小学校の割合(各年)

【44 頁】

環境創造センター交流棟「コミュタン福島」で環境活動を行うために訪問した県内小学校の割合であり、100%を目指します。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標区分	備考
目標値												100%	
現況値							-					↗	

福島県環境基本条例

平成八年三月二十六日
福島県条例第十一号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 環境の保全に関する施策の基本指針等(第九条・第十条)

第三章 環境の保全のための基本的施策(第十一条—第三十条)

附則

わたしたちのふるさと福島は、豊かで美しい自然に恵まれており、わたしたちは、その自然の恵みの下で生活を営み、生産活動を行い、それぞれの地域の特性に応じた伝統や文化をつくり出してきた。

しかしながら、近年の都市化の進展や県民の生活様式の変化等に伴い、生活の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、本県においても、都市型及び生活型公害や廃棄物の問題などが生じてきた。また、自然の復元力を超えるまでに大きくなりつつある人間の活動は、地域の環境のみならず、微妙な均衡の下に成り立っている自然の生態系に影響を及ぼすこととなり、さらには、人類の存続の基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営むことは県民の権利であり、わたしたちは、この環境を保全し、将来の世代に継承していくべき責務を有している。

わたしたちは、人類の存続の基盤である地球の環境が有限なものであることを深く認識し、県民、事業者及び行政が相互に協力し合って、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できるふるさと福島の実現を目指していくことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務等を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(平一一条例五八・一部改正)

(定義)

第二条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第三条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが県民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、地域における生態系が健全に維持され、及び人と自然との豊かな触れ合いが保たれることにより、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。

3 環境の保全は、環境の保全上の支障を未然に防止することを旨とし、及び環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、行われなければならない。

4 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、地球環境保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されるとともに、本県の経験、技術等を生かして国際的な協力の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、県内における環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、基本理念にのっとり、環境の保全を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかん

がみ、市町村が実施する環境の保全に関する施策を支援するよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、当該市町村の区域の自然的社會的条件に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

2 市町村は、基本理念にのっとり、県が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(平一一条例五八・一部改正)

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第七条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自主的かつ積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告書)

第八条 知事は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策の状況を明らかにするため報告書を作成し、公表するものとする。

第二章 環境の保全に関する施策の基本指針等

(施策の基本指針)

第九条 県は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- 三 豊かな緑の保全、地域の特性が生かされた良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保全が図られること。
- 四 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の低減が図られること。

(環境基本計画)

第十条 知事は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
 - 二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、福島県環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第三章 環境の保全のための基本的施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十一条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮するものとする。

(環境影響評価の推進)

第十二条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者

が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制の措置)

第十三条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

- 2 県は、自然環境の適正な保全を図るため、自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。
- 3 前二項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための誘導的措置)

第十四条 県は、事業者又は県民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第十五条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び野生生物の種の保存その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用の促進等)

第十六条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進に

努めるものとする。

(森林及び緑地の保全)

第十七条 県は、快適な生活環境を保全し、及び生物の多様性の確保に資するため、森林及び緑地の保全に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(水環境の保全)

第十八条 県は、生物の多様性の確保に配慮しつつ、良好な生活環境を保全するため、水環境の保全に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(良好な景観の形成等)

第十九条 県は、地域の特性が生かされた快適な生活環境を保全するため、良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保全に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する教育及び学習の振興等)

第二十条 県は、市町村及び関係機関等と協力して、県民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する教育及び学習の振興、環境の保全に関する広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第二十一条 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、環境美化に関する活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう、指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第二十二条 県は、第二十条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条に規定する民間団体等の自発的な環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(環境管理の普及)

第二十三条 県は、事業者が事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るために行う自主的な環境の保全に関する方針の策定、体制の整備等及びこれらの監査の実施等からなる環境管理について、その普及に努めるものとする。

(調査研究の実施等)

第二十四条 県は、環境の保全に関する施策の策定に必要な調査研究を実施するとともに、環境の保全に関する試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及並びに科学技術の振興に努めるものとする。

(監視等の体制の整備等)

第二十五条 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

2 県は、前項の監視、測定等により把握した環境の状況について公表するものとする。

(放射性物質による環境の汚染への対処)

第二十六条 県は、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理及び除染の措置等を推進するため、放射性物質による環境の汚染への対処に関し必要な措置を講ずるものとする。

(平二五条例一八・改正)

(地球環境保全の推進)

第二十七条 県は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 県は、国際機関、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関等と連携し、環境の保全に関する調査研究、情報の提供、技術の活用等を効果的に行うことにより、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(地球環境保全に関する行動計画の策定等)

第二十八条 県は、県、市町村、事業者及び県民がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための計画を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

(公害に係る紛争の処理及び被害の救済)

第二十九条 県は、公害に係る紛争の円滑な処理を図るとともに公害に係る被害の救済のための措置の円滑な実施を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の都道府県との協力等)

第三十条 県は、環境の保全に関する施策であって広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の都道府県と協力して、その推進に努めるものとする。

2 県は、市町村、事業者及び県民との緊密な連携の下に、環境の保全に関する施策の推進に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(福島県立自然公園条例の一部改正)
- 2 福島県立自然公園条例(昭和三十三年福島県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

(福島県自然環境保全条例の一部改正)

- 3 福島県自然環境保全条例(昭和四十七年福島県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則(平成一一年条例第五八号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二五年条例第一八号)

この条例は、公布の日から施行する。(平成25年3月26日公布)

用語解説

アルファベット・略語

BOD 【38項】

(生物化学的酸素要求量) Biochemical Oxygen Demand の略。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁の程度を示す代表的な指標です。

COD 【29、38項】

(化学的酸素要求量) Chemical Oxygen Demand の略。水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁の程度を示す代表的な指標です。

IPCC 【19項】

国連気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change) の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988 年に国連環境計画 (UNEP) と世界気象機関 (WMO) により設立された組織です。

ZEH・ZEB 【20項】

住宅・建築物の高断熱化と高効率設備により、快適な室内空間と大幅な省エネルギーを同時に実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費する正味（ネット）のエネルギー量が概ねゼロとする住宅・建築物です。

あ

アスベスト（石綿）【37項】

天然に産する纖維状けい酸塩鉱物で「せきめん」、「いしわた」と呼ばれています。耐久性、耐熱性、耐薬品性、電気絶縁性などの特性に非常に優れ安価であるため、様々な用途に広く使用されてきま

したが、空中に飛散したアスベストを肺に吸入すると約 20 年から 40 年の潜伏期間を経た後に肺がんや中皮腫の病気を引き起こす確率が高いため、現在では、原則として製造等が禁止されています。

い

硫黄酸化物 【37項】

二酸化硫黄や三酸化硫黄など、硫黄の酸化物の総称です。工場、火力発電所などで石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が硫黄酸化物となります。

一次エネルギー 【22項】

人間が利用するエネルギーのうち、変換加工する以前の、自然界に存在するもの。薪・木炭、石炭・石油・天然ガス、太陽放射・地熱・風力・水力、原子力などです。食料は含みません。

一般廃棄物 【24、26項】

産業廃棄物以外の廃棄物、主に家庭から排出されるごみが一般廃棄物です。

猪苗代湖裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会

【35項】

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における水環境保全活動の推進を図るため、地域住民、関係団体、事業者及び行政（県、国及び関係市町村）により設立（平成 12 年 11 月）された協議会です。

インタープリテーション 【34項】

知識や情報を単に与えるというものではなく、自然に直接触れる体験や教材を活用して、参加者の好奇心を利用し、自ら自然の事物やそれらの背後にある自然の原則を理解してもらおうというもので、教えるというより興味を刺激し、啓発を図る教育的活動・技能です。

う

うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度

【27 項】

主として県内で生じた廃棄物等を利用して製造された優良な製品を県が認定し、その利用を促進する制度です。

うつくしま地球温暖化防止活動推進員 【21 項】

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、県民などによる地球温暖化防止活動を支援し、助言するため、知事が委嘱する運動員です。

え

エコツーリズム 【31 項】

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方です。

エコファーマー 【28 項】

土づくりと化学肥料・化学農薬の低減に一体的に取り組む農業者のうち、県知事から「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」の認定を受けた方です。

拾

污染廢棄物 [11、15、24、27 項]

原発事故に伴い、当該原子力発電所から放出された放射性物質に汚染された廃棄物をいいます。

汚染状況重点調査地域 【13、15 項】

その地域の平均的な放射線量が1時間当たり0.23μSv以上の地域を含む市町村を、地域内の原発事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域として、環境大臣が市町村単位で指定するものです。

汚染廃棄物対策地域 【15 項】

その地域内にある廃棄物が特別な管理が必要な程度に原発事故由来放射性物質により汚染されているなどの事情から、国がその地域内にある廃棄物の処理を行う必要があるとして環境大臣が指定する地域をいいます。平成 23 年 12 月に、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村の区域のうち当該時点で警戒区域又は計画的避難区域である区域が指定されました。

オゾン層【37項】

地上10~50キロメートルの成層圏に存在するオゾンの層で、宇宙から降り注ぐ紫外線などから、地球を守るバリアの役割を果たしています。

温室効果ガス 【19、20、21 項】

太陽から放射されるエネルギーの一部は、地球の表面で熱（赤外線）として反射されますが、大気中の二酸化炭素 (CO_2)、メタン (CH_4)、一酸化二窒素 (N_2O) などのガスは、その熱を吸収して地表を暖める働きがあり、これらのガスを温室効果ガスといいます。

力

合併奶油淨化槽 (35、38 項)

微生物などの働きを利用して、し尿と併せて、台所、風呂場等から生じる生活雑排水を浄化する施設です。河川等の水質汚濁の防止に有効な施設であることから、下水道等が整備されていない地域において、その普及が図られています。

各種リサイクル法 【25 項】

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」

る法律（建設リサイクル法）」、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」等です。

カーボンオフセット【21項】

日常生活や経済生活において避けることができないCO₂等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資することなどにより、排出される温室効果ガスを低減し埋め合わせるという考え方です。

環境アドバイザー等派遣事業【42項】

環境分野の第一線で活躍している県内の学識経験者などを県が環境アドバイザーとして委嘱し、市町村、公民館又は各種団体などが開催する環境に関する講演会や研修会などに、環境アドバイザーや又は職員を講師として派遣する事業です。

環境影響評価【36、40項】

環境の悪化を未然に防止するため、大規模開発事業などの環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業の実施に際し、事業者自らがその事業の環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価をし、その結果に基づいて事業の内容を見直したり、環境保全対策を講じようとするものです。

環境影響評価法【40項】

環境影響評価について、国等の責務や、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続き等を定めた法律です。

環境性能診断【21項】

施設の環境負荷低減に向け、建築関係職員が施

設管理者に対して運用改善と改修工事の両面からCO₂と光熱水費等の削減手法を提案するものです。

環境負荷【27項】

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

環境放射線モニタリング【17、18、43項】

放射線量の測定のほか、放射性物質濃度の測定を含みます。

く

グリーン購入【27、28、42項】

品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷が少ない製品・サービス等を優先的に購入することです。

グリーンツーリズム【31項】

農山漁村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動をいいます。

け

景観行政団体【43項】

「景観法」に基づく景観行政を実施する行政機構で、都道府県、政令指定都市、中核市及び都道府県知事の同意を得た市町村が該当します。

景観法【43項】

良好な景観の形成についての基本理念や国等の責務、景観計画の策定等について定めた法律です。

こ

公害紛争処理法【39項】

公害に係る紛争について、迅速かつ適正な解決を図るため、あっせん、調停等の制度を定めた法律です。

光化学オキシダント 【36、37項】

工場や自動車等から排出された窒素酸化物、炭化水素等が太陽光線中の紫外線のもとで反応し、生成したオゾンを主体とする酸化性物質の総称です。光化学オキシダントは、人の粘膜を刺激し、目や喉、呼吸器に影響を及ぼすほか、農作物など植物へも影響を与えます。

個別計画 【3項】

本計画に体系づけられる環境関連計画の体系図を巻末に示しています。

国定公園 【31項】

「自然公園」参照。

国立公園 【31項】

「自然公園」参照。

さ

災害廃棄物 【4、9、11、15、16、24、27項】

暴風、洪水、高潮、地震など、各種の災害に伴って発生する廃棄物を指しますが、本計画においては、東日本大震災により発生した廃棄物を指しています。

再生可能エネルギー 【19、20、21、22、23項】

自然プロセス由来で絶えず補給される太陽、風力、バイオマス、地熱、水力等から生成されるエネルギーのことをいいます。再生可能エネルギーは、自然の力で定常的に補充されるエネルギー資源で、枯渇することなく繰り返し使用でき、地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーです。

産業廃棄物 【26、27、28項】

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められた20種類が産業廃棄物です。

し

自然環境保全地域 【30項】

「福島県自然環境保全条例」に基づき、特異な地形・地質を有する地域や、高山植生、湿原の植物群落など自然性が高く、希少性、原産性の観点からも価値の高い優れた自然の保全を図るために指定しています。「自然環境保全法」に基づき国が指定するものもあります。

自然公園 【31項】

「自然公園法」に基づき、優れた自然の風景地を保護し、利用することを目的に区域を画して設けられる公園をいいます。自然公園には、「国立公園」、「国定公園」、「都道府県立自然公園」の三種があります。

各公園について、風致を維持するため「特別地域」が、景観を維持するため特に必要があるときは特別地域内に「特別保護地区」が指定され（福島県立自然公園においては、特別保護地区の制度はありません）、公園区域内で特別地域等に含まれない区域を「普通地域」といいます。

指定廃棄物 【15、16項】

「放射性物質汚染対処特別措置法」に基づき、環境大臣が指定した一定濃度（1キログラム当たり8,000ベクレル）を超える放射性物質を含む廃棄物です。

除染等 【4、11、13、14項】

「放射性物質汚染対処特別措置法」に基づく除染と、特措法以外で行う放射性物質対策を含んだ用語です。

除染特別地域 【13、15項】

その地域内の事故由来放射性物質による環境汚染が著しいと認められることその他の事情から、国がその地域内の除染等の措置等を行う必要があるとして環境大臣が指定する地域をいいます。平成23年12月に、楓葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村の区域のうち当該時点で警戒区域又は計画的避難区域である区域が指定されました。

森林ボランティア 【31項】

植林・下刈・除伐・間伐・枝打等を行うボランティアです。

水素社会 【20、23項】

水素を日常の生活や産業活動で利活用する社会のことをいいます。

水素は、無尽蔵に存在する水や多様な一次エネルギー源から様々な方法で製造することができるエネルギー源で、エネルギー源の多様化に資するとともに、利用段階においてはCO₂を排出せず、使い方によっては高いエネルギー効率を誇るなど環境負荷の低減にもつながるなど、将来の二次エネルギーの中心的役割を担うことが期待されています。

生物多様性 【6、29、30、33、34項】

「生物多様性条約」においては、「全ての生き物の間に違いがあること」と定義し、「生態系の多様性」、「種間（種）の多様性」、「種内（遺伝子）の多様性」の3つのレベルがあるとしています。

せせらぎスクール 【42項】

水生生物を指標として水質調査を行う団体を「せせらぎスクール」と称しています。県では、調査を行う小・中学校、高等学校、各種市民団体等に必要な教材を配布するなどの支援を行っています。

た

ダイオキシン類 【36、37、38、39項】

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称です。ダイオキシン類は、燃焼や化学物質製造の過程などで非意図的に生成されて燃焼排出ガスや化学物質の不純物として環境中に排出され、人に対する発がん性や催奇形性、内分泌かく乱作用が疑われています。

ち

地球にやさしい“ふくしま”県民会議

【25項】

県民、民間団体、事業者及び行政等、あらゆる主体が共通認識のもと、地球温暖化防止に向けた取組などの環境保全活動を県民運動として積極的に推進するため、平成20年5月に設立されました。

窒素酸化物 【37項】

一酸化窒素や二酸化窒素など、窒素の酸化物の総称です。工場のばい煙や自動車排気ガスなどの窒素酸化物の大部分は一酸化窒素ですが、大気中で酸化されて二酸化窒素となります。

窒素・りん除去型浄化槽 【35項】

窒素及びりんの除去機能を有する高度処理型の浄化槽のことです。

鳥獣保護管理事業計画 【32項】

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に關

する法律」に基づき、鳥獣の保護事業を実施するため定める計画です。

て

低公害車（次世代自動車）【21項】

窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出量が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車です。

電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール車、ハイブリッド車、プラグインハイブリット自動車、クリーンディーゼル車等があります。

と

特定廃棄物【16項】

対策地域内廃棄物（旧警戒区域・旧計画的避難区域等で発生した災害廃棄物や住民の方が一時帰宅された際に発生する片付けごみ）及び指定廃棄物を指します。「放射性物質汚染対処特別措置法」第20条に記載があります。

特別栽培農産物【28項】

化学肥料及び化学農薬の使用量を通常の栽培方法による使用量から5割以上を削減して栽培された農産物のことです。

は

バイオマス【22、28項】

再生可能な、生物由来の有機性資源で、石油などの化石資源を除いたものをいい、木材やわら、もみがら、家畜排せつ物、生ごみなどがあります。

廃棄物等【24、25、26項】

「廃棄物処理法」に基づく廃棄物に加えて、廃棄物以外の使用済物品、副産物等を含みます。

廃止措置等に向けた中長期ロードマップ【17項】

東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置終了までの具体的な工程として策定されたロードマップです。

ひ

微小粒子状物質（PM2.5）【37項】

大気中に浮遊している $2.5 \mu\text{m}$ ($1 \mu\text{m}$ は 1mm の千分の 1) 以下の小さな粒子のことです。PM2.5 は非常に小さいため（髪の毛の太さの 1/30 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

ふ

ふくしま環境活動支援ネットワーク【42項】

県民を始め、民間団体、事業者、行政等の様々な主体が連携・協働して環境保全活動に取り組んでいくことができるよう、総合的に支援する仕組みとして平成 21 年度に設立されたネットワークです（事務局：福島県環境創造センター・福島県生活環境総務課）。

福島議定書事業【21、42項】

二酸化炭素排出量の削減目標を定め、その目標達成に向けて、節電、節水、ごみ減量化などに取り組むことを知事と約束する事業です。

福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例【35項】

猪苗代湖及び裏磐梯地域の湖沼群の水環境の保全に関し、県等の責務や、りん含有量及び窒素含有量に係る排水基準の設定等を定めた条例です。

福島県環境影響評価条例【40項】

環境影響評価について、県等の責務や、環境影響

評価が適切かつ円滑に行われるための手続き等を定めた条例です。

福島県環境基本条例 【2、48項】

環境の保全について、県としての基本理念、県、市町村、事業者及び県民の責務等を明らかにするとともに、環境保全に関する基本的施策などを明確にした条例です。

福島県景観計画 【48項】

「景観法」に基づく計画で、良好な景観形成のための色彩や形態などに関する基準等を盛り込んでいます。

福島県景観条例 【43項】

福島県土の景観形成に関する県等の責務や、「景観法」の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関し必要な事項等を定めた条例です。

福島県循環型社会形成推進計画 【9、48項】

「福島県循環型社会形成に関する条例」に基づき、本県の特性をいかした循環型社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

福島県地域防災計画 【9、18、48項】

「災害対策基本法」に基づき、国の防災基本計画、防災業務計画と連携した県の地域に関する防災計画であり、一般災害対策編、震災対策編、事故対策編、原子力災害対策編及び資料編から構成されています。

福島県地球温暖化対策推進計画 【9、48項】

地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を削減するため、具体的な削減目

標とともに対策を掲げ、県民、事業者、行政が実践すべき取組を示した計画です。

福島県水環境保全基本計画 【48項】

「福島県生活環境の保全等に関する条例」第5条に基づき、県内の水環境を将来にわたって、より安全で快適で豊かなものにしていくための基本方針を定めた計画です。

ふくしま県民の森 【31項】

県民の健康の増進や自然愛護思想の普及の場として、安達郡大玉村玉井地内に造成され、「フォレストパークあだたら」の愛称で多くの人々に親しまれています。

ふくしまレッドリスト 【33項】

福島県の絶滅のおそれのある野生動植物のリストです。

フロン類 【37項】

正式名称をフルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）といい、CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）の3種類があります。CFC、HCFCはオゾン層破壊物質であるとともに、単位質量当たりの地球温暖化に対する影響力が二酸化炭素よりも大きく（90～8,100倍）、代替フロンであるHFCはオゾン層を破壊しないものの、地球温暖化に対する影響力は二酸化炭素の140～11,700倍となっています。

ほ

保安林 【31項】

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって

指定される森林のことです。

放射性物質汚染対処特措法 【13項】

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質による環境の汚染が生じていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講すべき措置について定めること等により、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的とする法律です。

ま

マイバッグ 【25項】

スーパーなどの買い物の時に、商品を入れるために自宅から持参するバッグのことです。レジ袋を使わぬことによりごみを減らしたり、レジ袋の原料である原油の使用量を減らしたりすることができます。エコバッグともいいます。

や

野生動植物保護アドバイザー 【33項】

野生動植物保護に関し専門的知識及び経験を有する方を県が選任し、福島県野生動植物の保護に関する条例に基づき県が実施する野生動植物の保護施策に関することや、ふくしまレッドリストの点検・運用に関して助言を行います。

野生動植物保護センター 【33項】

野生動植物の保護に関する意識の高揚を図るため、地域の野生動植物の生息・生育状況などについて県へ情報提供する等の活動をするボランティアとして登録された方々です。

野生動物救急救命医 (ER ドクター) 【33項】

ボランティアにより野生鳥獣の初期治療を行う動物病院の獣医師です。

ゆ

有機農産物 【28項】

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」に基づき、認定機関から認定された生産者が作付けする農産物です。

り

リスクコミュニケーション 【36、39項】

社会を取り巻くリスクに関する正確な情報を、県民、事業者、行政等の利害関係者が共有し、意思疎通を図っていく合意形成の手段のことをいいます。

福島県環境基本計画【第4次（改訂）】

[問い合わせ先]

福島県生活環境部生活環境総務課

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号

TEL 024-521-7156

FAX 024-521-7887

E-mail seikatsukankyou@pref.fukushima.lg.jp